

第1回 名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園整備検討委員会 会議資料



《会議次第》

○日時：令和 8 年 7 月 8 日（水） 9 時30分～15時00分

○場所：佐賀県市町会館及び現地

○会議次第

- 1 開会 9 時30分
- 2 検討協議 9 時45分～11時30分

―昼食―

- 3 現地視察 13時00分

○令和 7 年度 事業実施箇所

- ・建物 主屋・物置・茶室部材【保存整備】
- ・庭園 庭園・山林部【保存整備・維持管理】

○令和 8 年度 事業実施・予定箇所

- ・建物 主屋【保存整備・維持管理】
物置・ボイラー室・茶室部材【保存整備】
- ・庭園 庭園・山林部【保存整備・維持管理】

- 4 閉会 15時00分

《会議資料》

―目 次―

- 1. 委員及び関係機関、委員会設置要綱……………P 1
- 2. 令和 6 年度までの事業経過とその事業計画について……………P 2
 - （1）事業経過の概要
 - （2）事業計画
- 3. 令和 7・8 年度事業について
 - （1）令和 7・8 年度事業の概要とスケジュール……………P 3
 - （2）事業実施及び予定箇所位置図
 - ①令和 7 年度事業実施箇所位置図……………P 4
 - ②令和 8 年度事業予定箇所位置図……………P 5
 - （3）保存整備事業
 - ①庭園・山林部修理……………P 6
 - ②建物活用改修……………P13
 - ③茶室等部材調査……………P21
 - （4）維持管理事業
 - ①庭園・山林部維持管理……………P22
 - ②建物維持管理……………P25
 - （5）公開・活用事業……………P26

第1回 名勝九年庵(旧伊丹氏別邸)庭園整備検討委員会
委員及び関係機関

《整備検討委員》

氏 名	専 門	所属・役職	出欠
永松 義博	庭園(造園学)	南九州大学名誉教授	出
伊東 龍一	建築(日本建築史)	熊本大学名誉教授	欠※
大森 洋子	建築・景観(都市計画・町並み保存)	久留米工業大学建築・設備工学科 客員教授 久留米工業大学 名誉教授	出
仲 隆裕	庭園(庭園史・庭園保存修復)	京都芸術大学歴史遺産学科教授	欠※
小粥 祐子	建築(日本建築史・建築室内意匠)	崇城大学工学部建築学科准教授	出

※仲委員は 6 月 29 日、伊東委員は 7 月 1 日に個別指導対応

《関係機関》

- ◆文化庁 文化資源政策・記念物課
- ◆佐賀県 地域交流部文化・観光局 文化課 文化財保護・活用室
政策部 さが政策推進チーム MIGAKI 担当

MEMO

名勝九年庵(旧伊丹氏別邸)庭園整備検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 九年庵庭園の整備を適正かつ円滑に行うため、名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園整備検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 委員会は、名勝九年庵庭園保存整備事業の推進に伴い、庭園・建物・山林の保存整備・活用整備について専門的見地から指導助言を行うことを目的とする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

(1) 庭園、建造物の学識経験を有する者

(2) その他知事が必要と認める者

3 委員の任期は委嘱された日から 2 年間とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(臨時委員)

第 5 条 委員会に専門的な事項について調査研究が必要と判断される場合、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の委嘱については、第 3 条第 2 項の規定を準用する。

3 臨時委員は専門的な事項の終了したときをもって職を解くものとする。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、佐賀県文化・観光局文化課文化財保護・活用室長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会において必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第 7 条 委員会の庶務は、文化・観光局文化課文化財保護・活用室において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

本要綱は、令和 7 年 1 2 月 1 日から施行し、令和 1 5 年 3 月 3 1 日に廃止する。

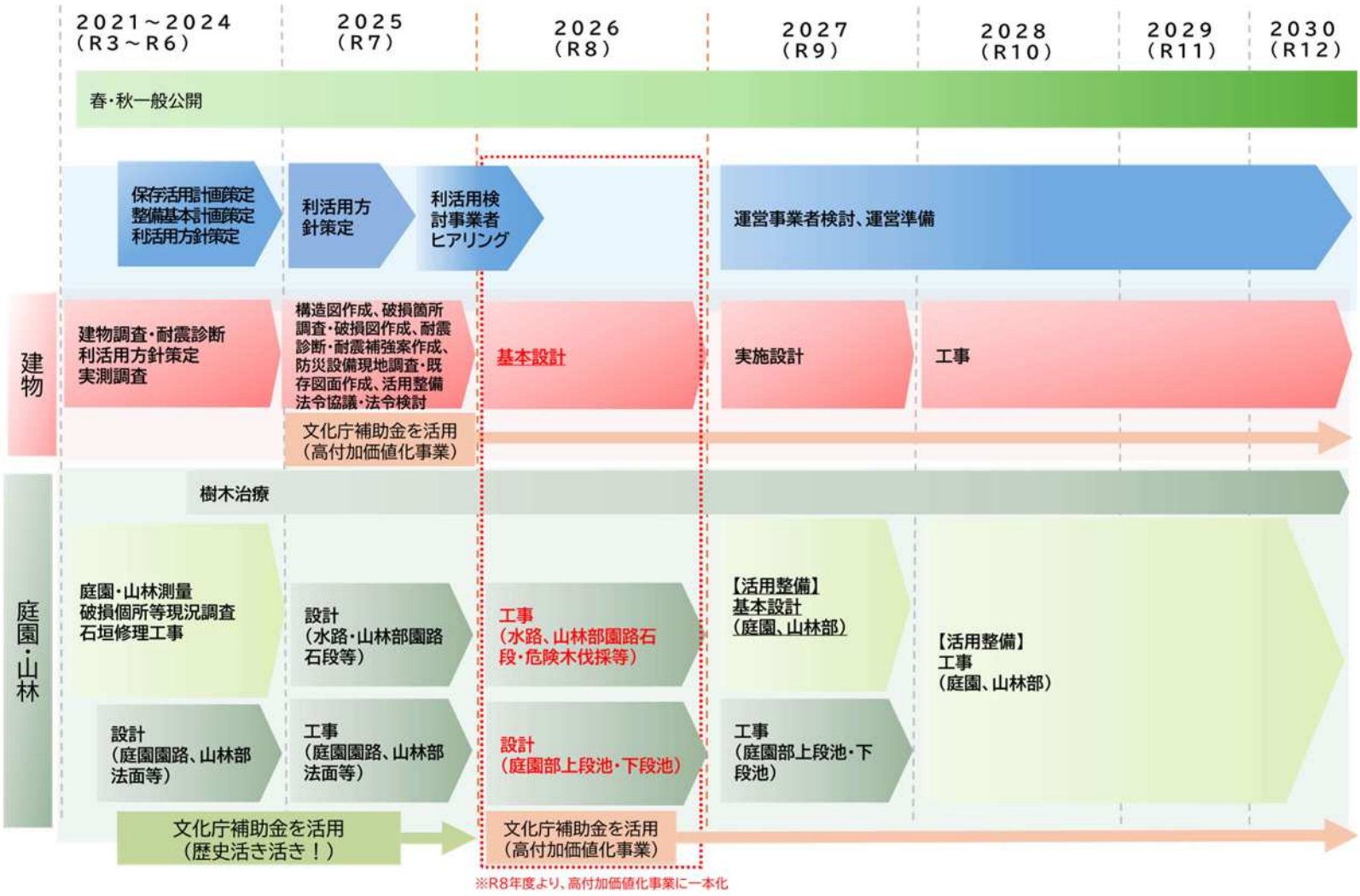
2. 令和6年度までの事業経過とその後の事業計画について

(1) 事業経過の概要

- 昭和57年、58年の九年庵の庭園・建物・山林の佐賀県購入後、平成7年の国名勝指定を経て、その所管は農林水産部森林整備課が担い、種々の維持管理、一般公開への対応を行ってきた。
- 平成31年（2019）4月の文化財保護法改正により、文化財の「保護」に加え「活用」の役割がより求められることとなり、令和元年度に文化財保護部局が教育委員会より知事部局へに移る機構改革が行われた。これに伴い、「県有財産の磨き上げ」の一環として令和3年度（2021）より九年庵庭園の所管が森林整備課から地域交流部文化課へ移管。
- 文化課により「史跡等保存活用計画策定事業」を令和3・4年度実施、令和5年3月に『名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園保存活用計画』（以下、「保存活用計画」）策定。
- 令和4・5年度に整備基本計画の検討を行い、令和6年3月に『名勝九年庵庭園（旧伊丹氏別邸）庭園整備基本計画』を策定。
「保存活用計画」……九年庵庭園の整備の方向性として、「価値の顕在化に向けて保存するための整備」、「文化観光の拠点として活用するための整備」、「保存と活用を支えるための防災整備」を示す。
「整備基本計画」……「保存活用計画」に基づき、保存整備、活用整備、管理運営の各方針について定める。
- 保存整備：建物の耐震化、庭園・山林・建物の破損・劣化箇所の修復など、文化財の保存と見学者の安全確保に必要な措置を図るもの。
- 活用整備：庭園・山林の動線整備、新たな見所としての山林平場の整備、建物内部の利用拡大に向けた改修など、さらなる公開活用に向けた整備を目指すもの。
- 令和6年1月より九年庵庭園の所管が地域交流部から政策部へ移管され、さが政策推進チームが九年庵事業の実施主体となる。事業内容のうち、文化財保護・整備事業について、政策部からの予算再配当により文化課文化財保護・活用室が担当することで業務分担がなされる（保存整備事業のほか庭園管理、建物補修も合わせて実施）。

- 上記計画に沿って、庭園・山林については破損・劣化箇所の修理事業の一環として、令和5、6年度に庭園石垣の修理工事、令和7年度は倒木・雨水による堆積土の撤去、石造物の立て直し・補修、流出法面の復旧工事を実施。
- 建物については、令和8年度の基本設計策定に向けた調査・実測、耐震補強案の検討を令和7年度に実施。

(2) 事業計画
九年庵事業計画



3. 令和7・8年度事業について

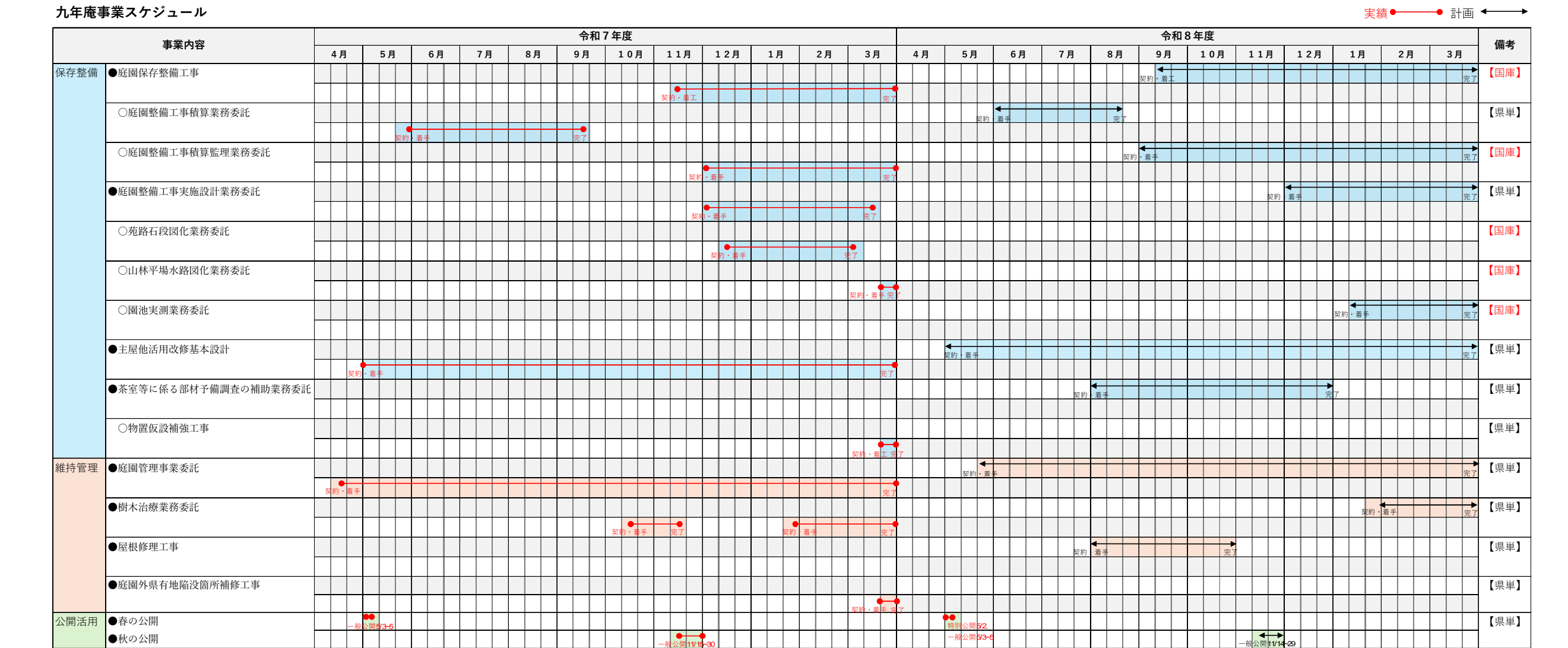
(1) 令和7・8年度事業の概要とスケジュール

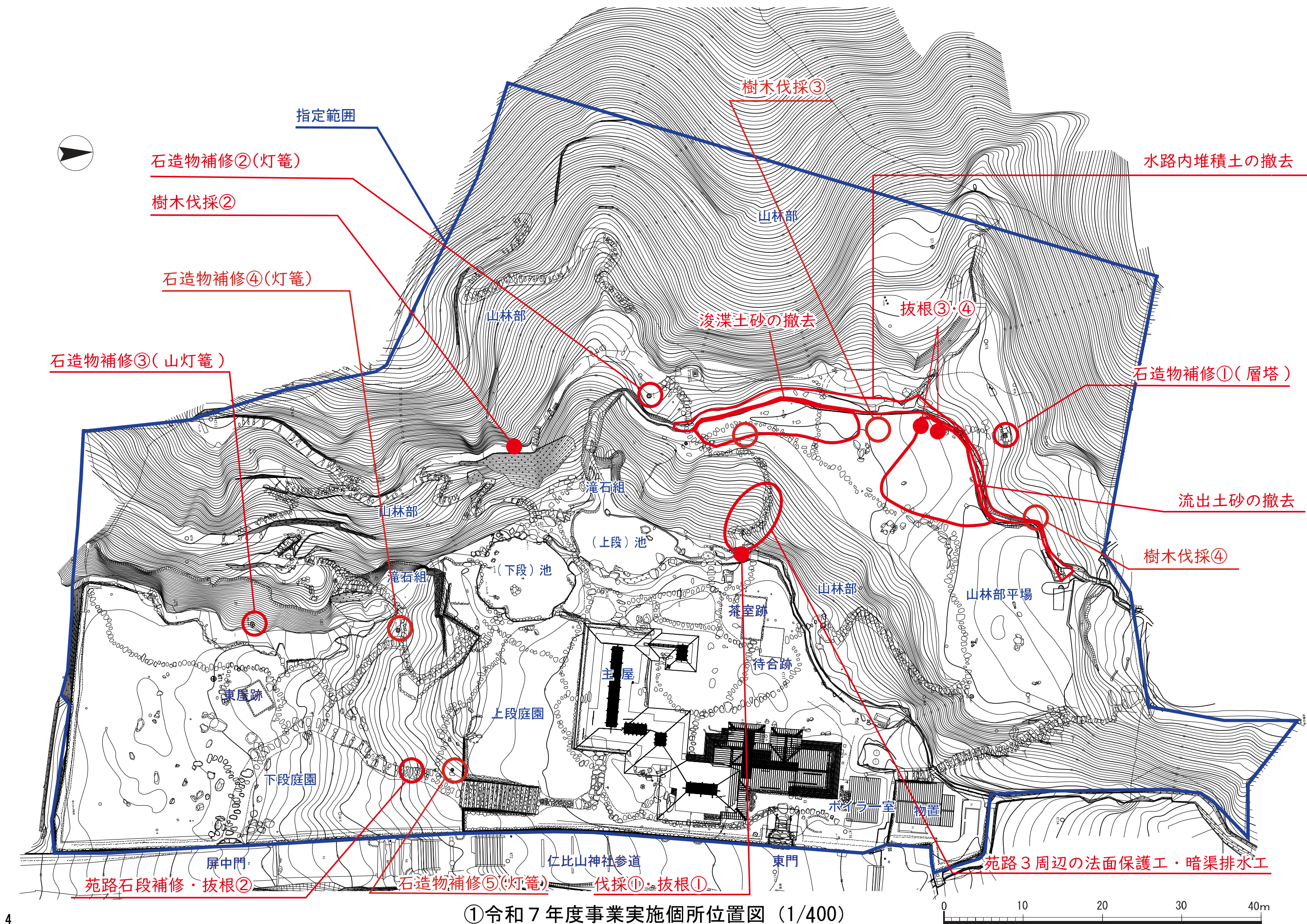
○令和7年度事業

- ①保存整備 庭園保存整備工事…石造物補修（層塔・灯籠・山灯籠）、苑路石段補修、苑路法面保護盛土、樹木伐採・抜根、山林平場流出土砂撤去
庭園整備工事実施設計業務委託…園池内の堆積土撤去、苑路石段補修・法面保護石積、樹木伐採・抜根、水路護岸石積補修
主屋他活用改修基本設計…主屋・門・物置・ボイラー棟の実測調査と図面作成
物置仮設補強工事…柱根本部分の腐朽著しい物置を仮設資材により補強
- ②維持管理 庭園管理事業委託…生垣刈込、整姿剪定、つる類除去、庭園木診断、病害虫防除、園内除草・清掃ほか
樹木治療業務委託…要治療モミジに対する薬剤散布等による樹勢回復
庭園外県有地陥没箇所補修工事…九年庵東側県有地の陥没箇所の補修

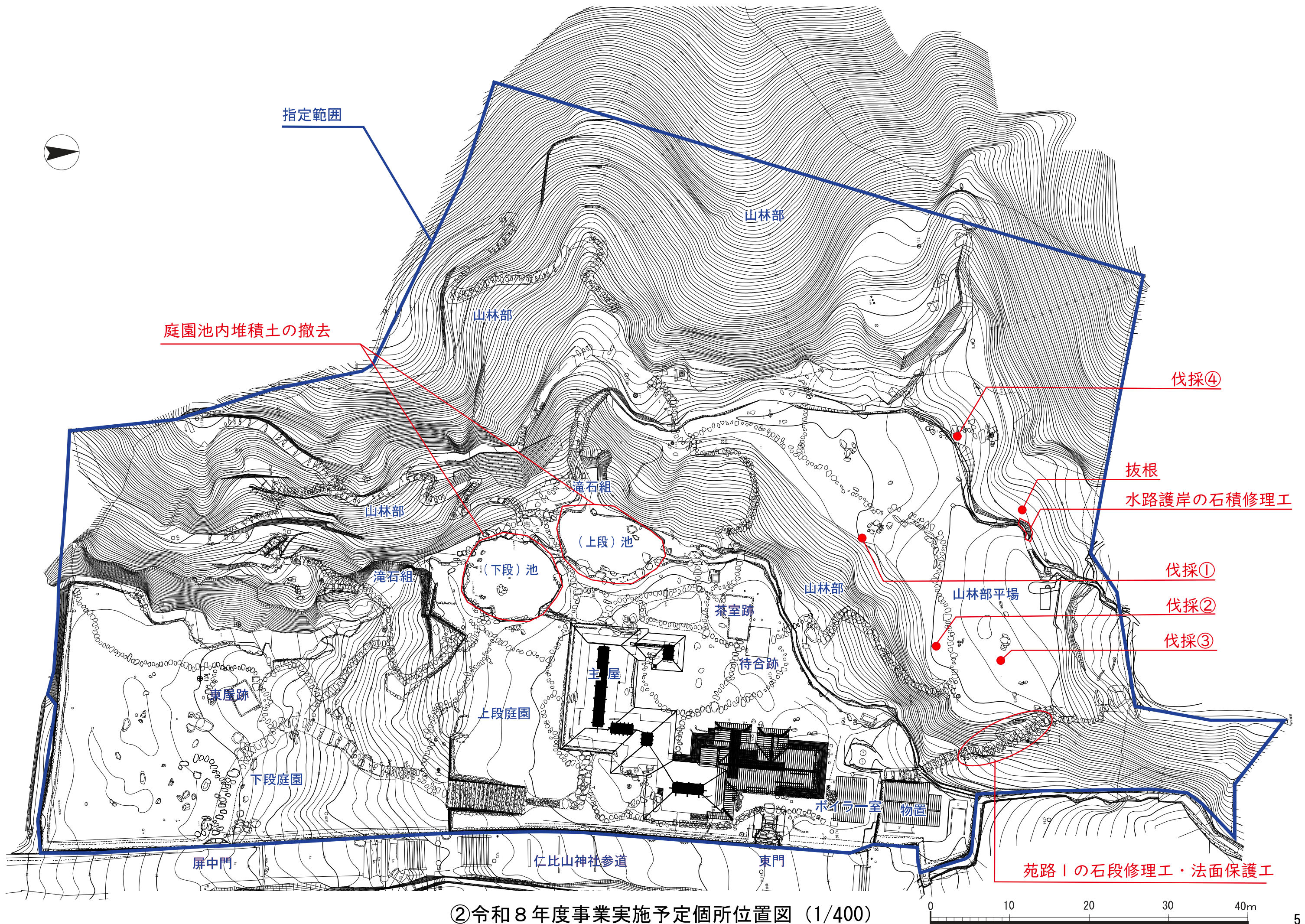
○令和8年度事業

- ①保存整備 庭園保存整備工事…園池内の堆積土撤去、苑路石段補修・法面保護石積、樹木伐採・抜根、水路護岸石積補修
庭園整備工事実施設計業務委託…上段・下段園池の陥没坑等の補修
主屋他活用改修基本設計…主屋・門・物置・ボイラー棟の保存修理・耐震補強・防災設備の基本設計図書の作成
茶室等に係る部材予備調査の補助業務委託…茶室解体部材等のリスト作成
- ②維持管理 庭園管理事業委託…生垣刈込、整姿剪定、つる類除去、庭園木診断、病害虫防除、園内除草・清掃、園池・水路浚渫ほか
樹木治療業務委託…要治療モミジに対する薬剤散布等による樹勢回復
屋根修理工事…主屋谷部の差茅と棟材取り換え、東門全面の差茅





①令和7年度事業実施箇所位置図 (1/400)

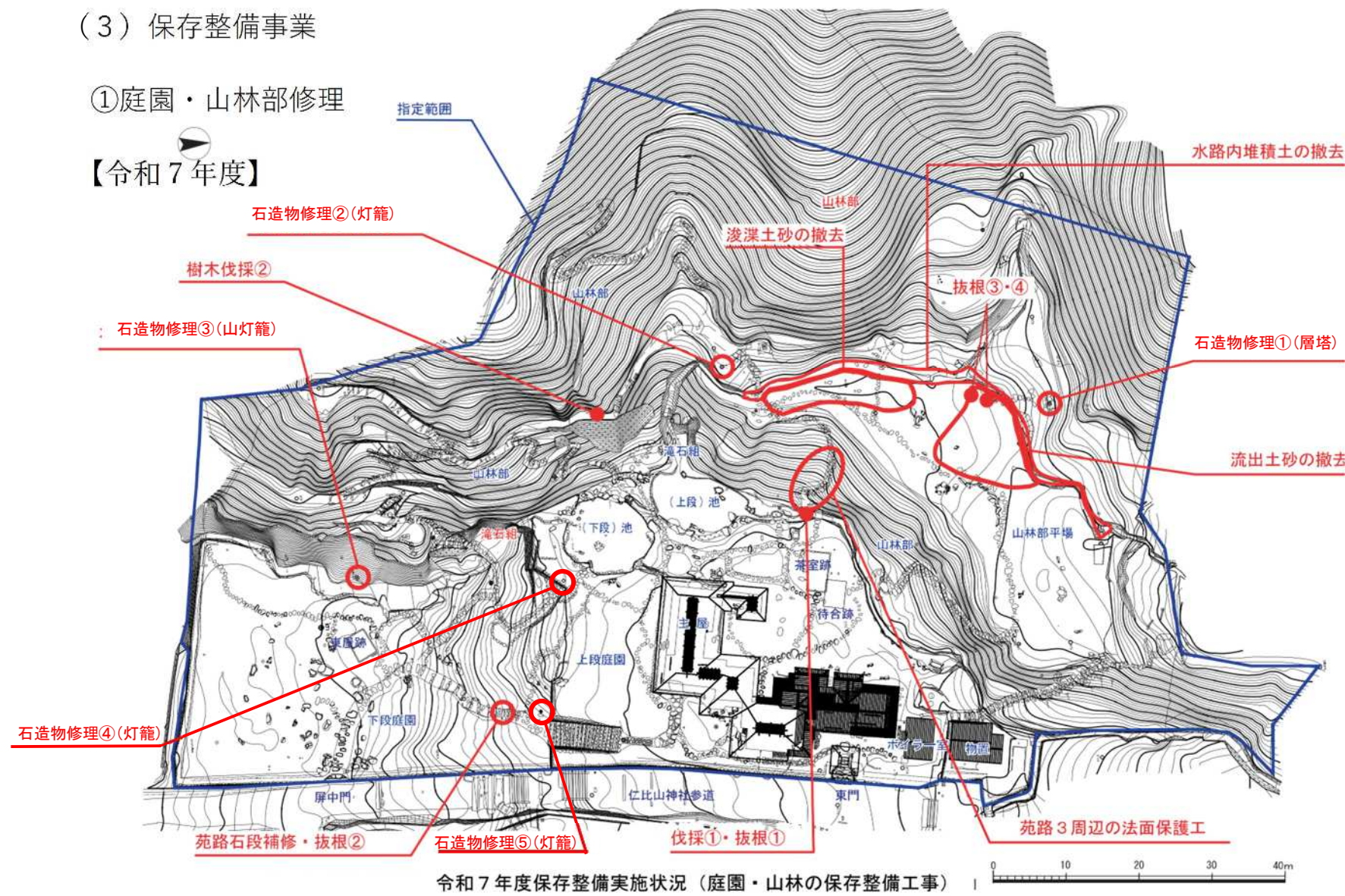


②令和8年度事業実施予定箇所位置図 (1/400)

(3) 保存整備事業

①庭園・山林部修理

【令和7年度】



【山林平場】



土砂撤去対象箇所（山林平場内流土）
（着手前：東より）



石造物修理1 山林平場層塔（着手前）

【苑路3】



法面修理（暗渠排水工含む）、伐採①・抜根①対象箇所
〔山林平場法面 苑路3〕（着手前：東より）



法面修理（暗渠排水工含む）、伐採①・抜根①対象地
〔山林平場法面 苑路3〕（完了：東より）



抜根対象箇所④（幹周 90 以上 120 未満）
〔山林平場・層塔南 着手前：北より〕



土砂撤去対象箇所（山林平場内流土）
（完了：東より）



土砂撤去対象箇所〔山林平場水路〕（着手前：南より）



土砂撤去対象箇所〔山林平場水路〕（完了：南より）



石造物修理 1 山林平場層塔（完了）



山林平場 全景（着手前：南より）



山林平場 全景
（完了〔土砂・伐採材等撤去後〕南より）



抜根対象箇所④（幹周 90 以上 120 未満）
〔山林平場・層塔南 完了：東より〕



石造物修理 2 山林苑路灯籠（着手前：西より）



石造物修理 2 山林苑路灯籠（完了：北より）



樹木伐採③ 山林平場（着手前：南より）



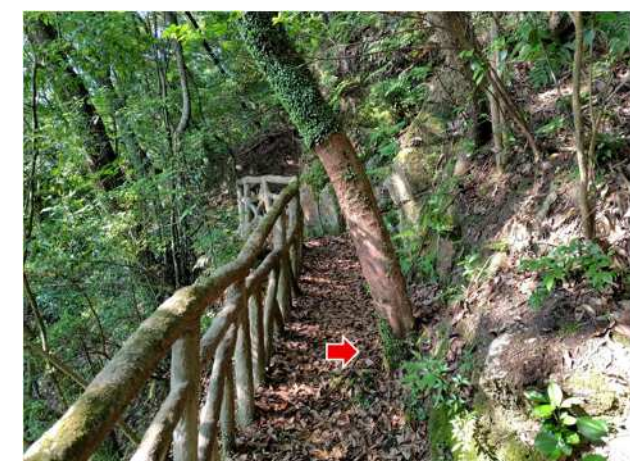
樹木伐採③ 山林平場（完了：南より）



樹木伐採④ 山林平場（着手前：東より）



樹木伐採④ 山林平場（完了：東より）



樹木伐採② 山林部苑路（着手前：北より）



樹木伐採② 山林部苑路（完了：北より）

【下段庭園】



苑路石段修理、抜根②対象箇所〔下段庭園苑路〕
（着手前：南より）



苑路石段修理、抜根②対象箇所〔下段庭園苑路〕
（完了：南より）



石造物修理3 下段庭園 山灯籠（着手前：東より）



石造物修理3 下段庭園 山灯籠（完了：東より）



石造物修理4 下段庭園灯籠
（左：着手前、右：完了）



石造物修理5 下段庭園石階段傍灯籠
（左：着手前、右：完了）



【令和8年度】

基盤整備

- 庭園池
 - 堆積土撤去 18.2m3
 - 人力積み込み 18.2m3
 - 仮排水路工
 - コルゲート管 14.0 m
 - 土のう仕付 51.0 袋
 - 土のう敷設・撤去 51.0 袋
 - 土砂盛土 0.4m3

- 苑路 1 石段修理
 - 石段修理 2.4m2
 - 苑路法面保護石積 3.5m2

- 山林平場水路
 - 抜根工(幹周 150~250) 1 本
 - 護岸石積修理工(5.2m) 1 式
 - 掘削(人力) 6.0m3
 - 埋戻し 2.2m3
 - 野面石積工 2.5m2
 - 水路護岸新規石 2.5m2
 - 栗石裏込工 1.1m3
 - 吸出し防止材設置 4.7m2
 - 土のう仕付 44.0 袋
 - 土のう敷設・撤去 44.0 袋

- 山林平場樹木撤去
 - 樹木伐採①(210cm以上) 1 本
 - 樹木伐採②(240cm以上) 1 本
 - 樹木伐採③(270cm以上) 1 本
 - 樹木伐採④(60cm以上) 1 本

- 仮設工
 - 仮設道路整備
 - 土のう仕付 868.0 袋
 - 土のう敷設・撤去 868.0 袋
 - 敷鉄板設置・撤去 2.9m2
 - 敷鉄板 1.0 枚
 - ブラシキ設置・撤去 91.1m2
 - ブラシキ 31.0 枚
 - 土シート 62.2m2

- 資材運搬モノレール
 - 延長 約 120m 高低差 約 18m
 - モノレール架設工 1.0式
 - モノレール撤去工 1.0式
 - 堆積土・伐採材等運搬 1.0式



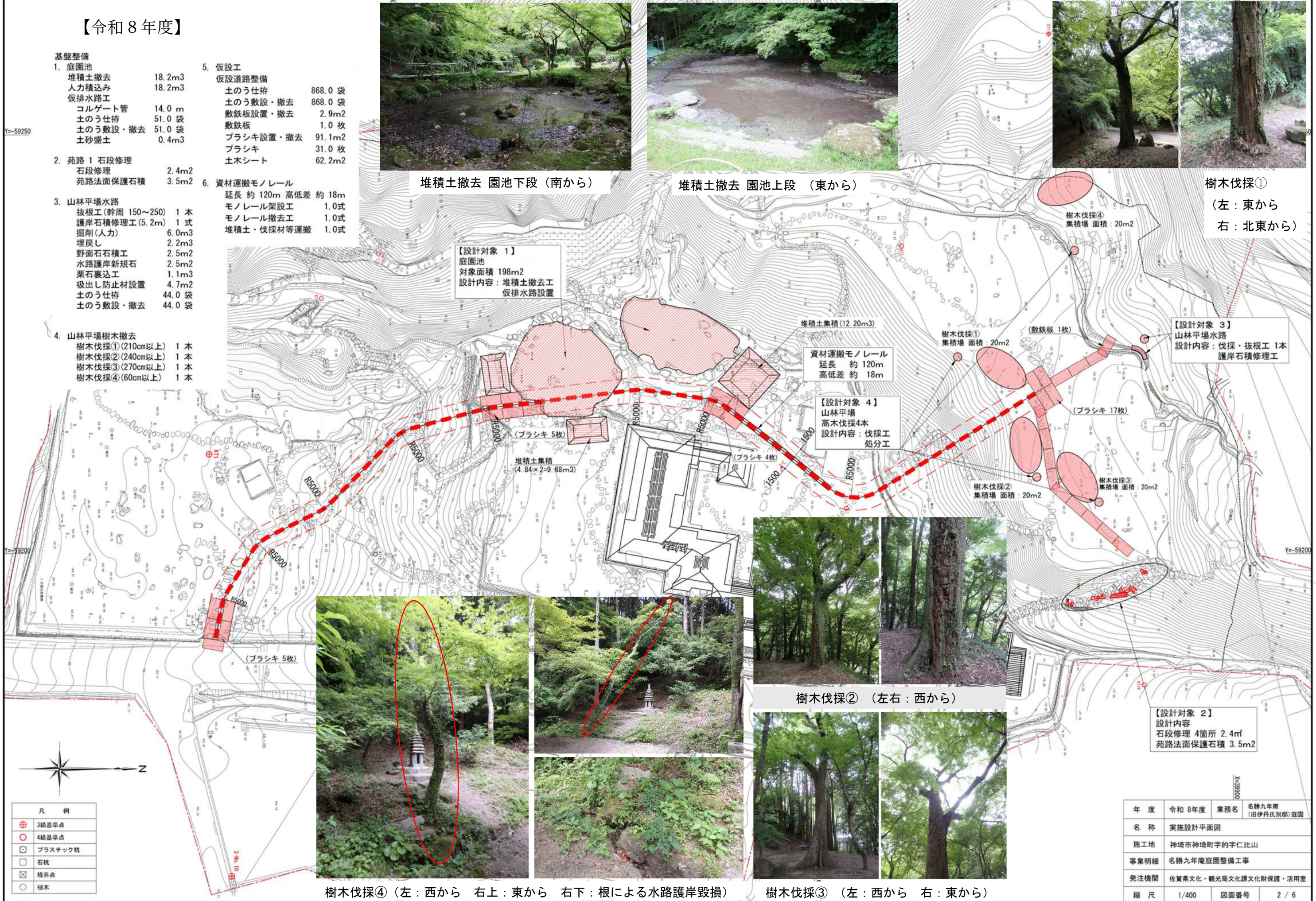
堆積土撤去 園池下段（南から）



堆積土撤去 園池上段（東から）



樹木伐採①
(左：東から
右：北東から)



【設計対象 1】
庭園池
対象面積 198m2
設計内容：堆積土撤去工
仮排水路設置

堆積土集積(12.20m3)
資材運搬モノレール
延長 約 120m
高低差 約 18m

【設計対象 4】
山林平場
高木伐採4本
設計内容：伐採工
処分工

【設計対象 3】
山林平場水路
設計内容：伐採・抜根工 1本
護岸石積修理工

【設計対象 2】
設計内容
石段修理 4箇所 2.4m²
苑路法面保護石積 3.5m²



樹木伐採④（左：西から 右上：東から 右下：根による水路護岸毀損）



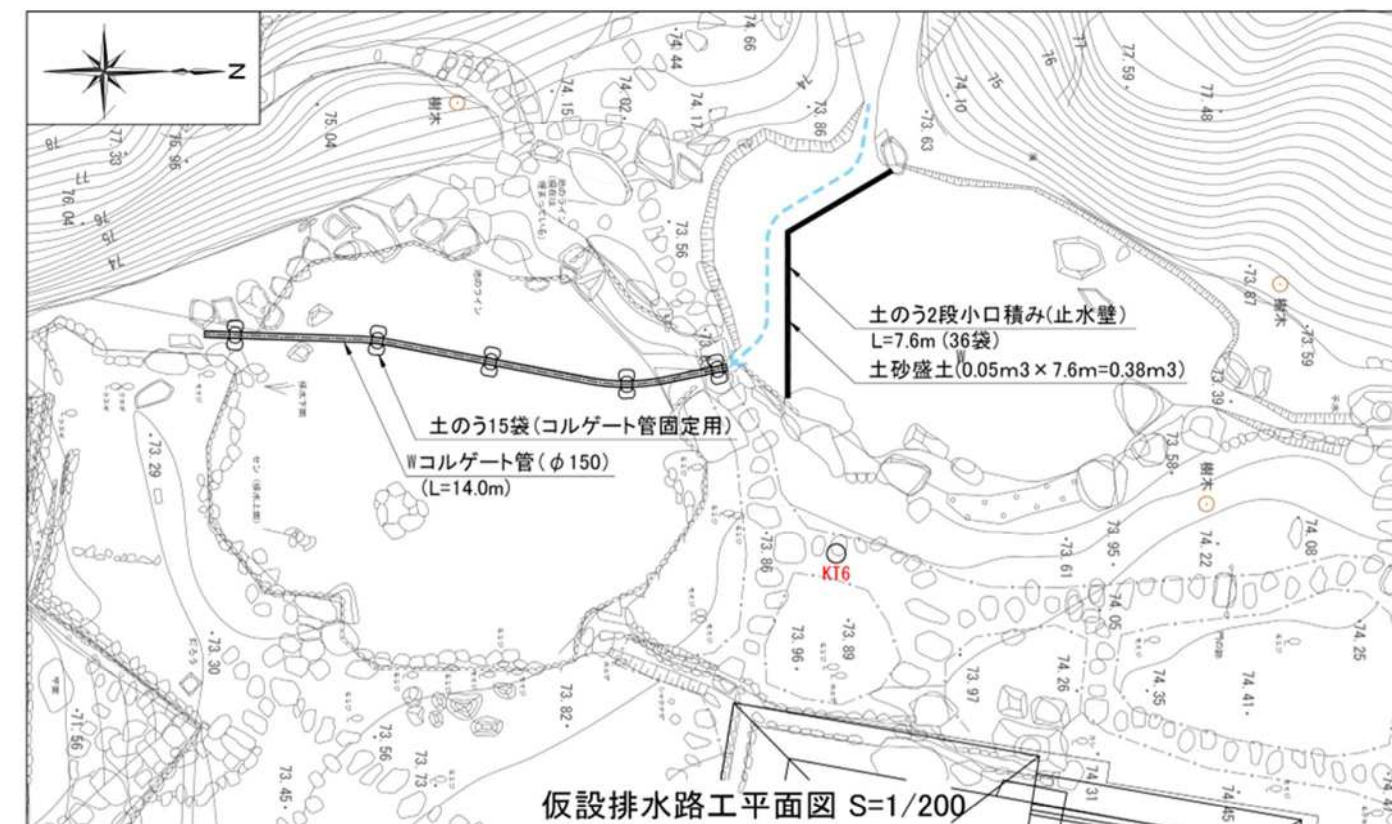
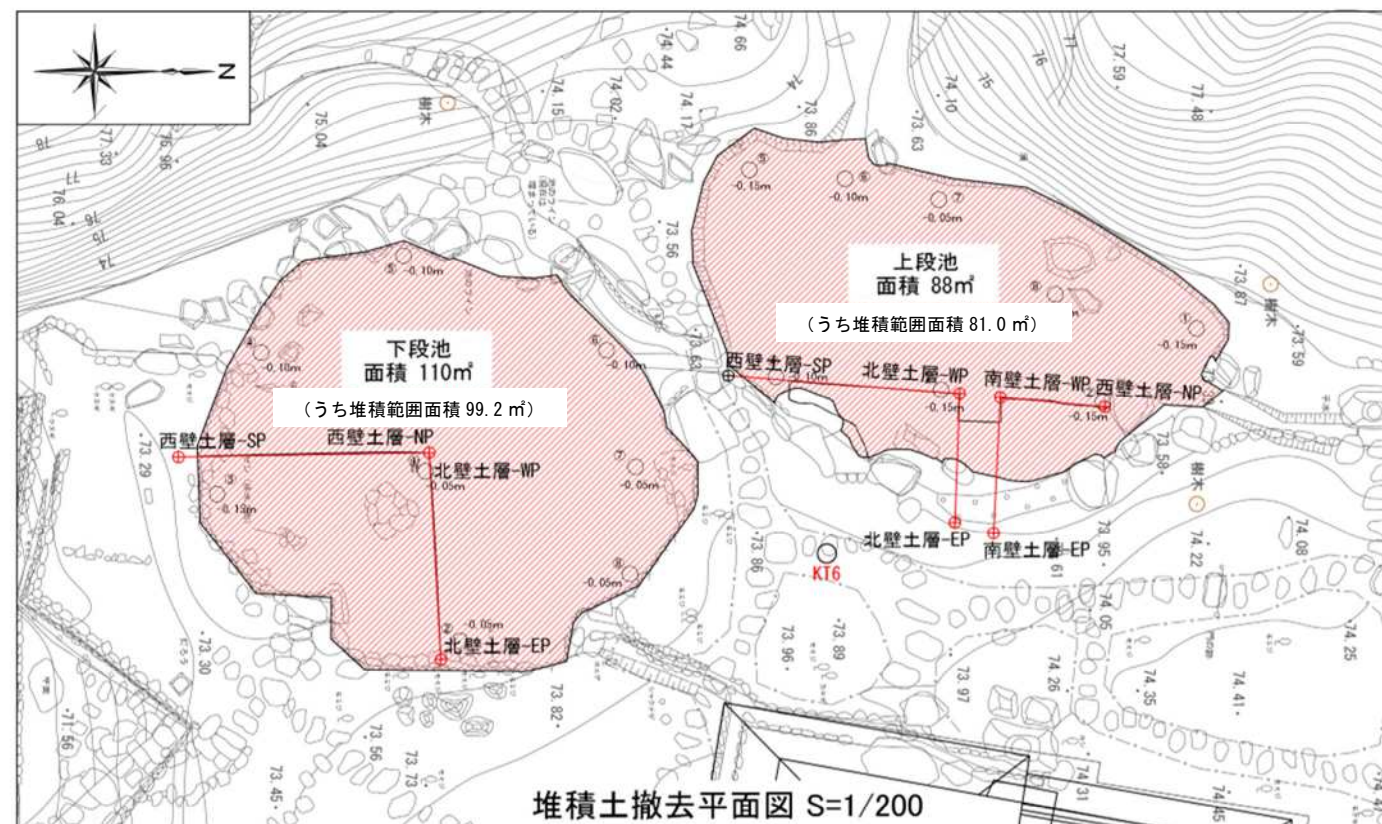
樹木伐採②（左右：西から）



樹木伐採③（左：西から 右：東から）

凡 例	
⊕	3級基準点
⊙	4級基準点
□	プラスチック杭
□	石杭
⊗	境界点
○	樹木

年度	令和8年度	業務名	名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園
名称	実施設計平面図		
施工地	神埼市神埼町の字仁比山		
事業明細	名勝九年庵庭園整備工事		
発注機関	佐賀県文化・観光局文化課文化財保護・活用室		
縮 尺	1/400	図面番号	2 / 6



●池 堆積土の浚渫土量

【上段池堆積土】

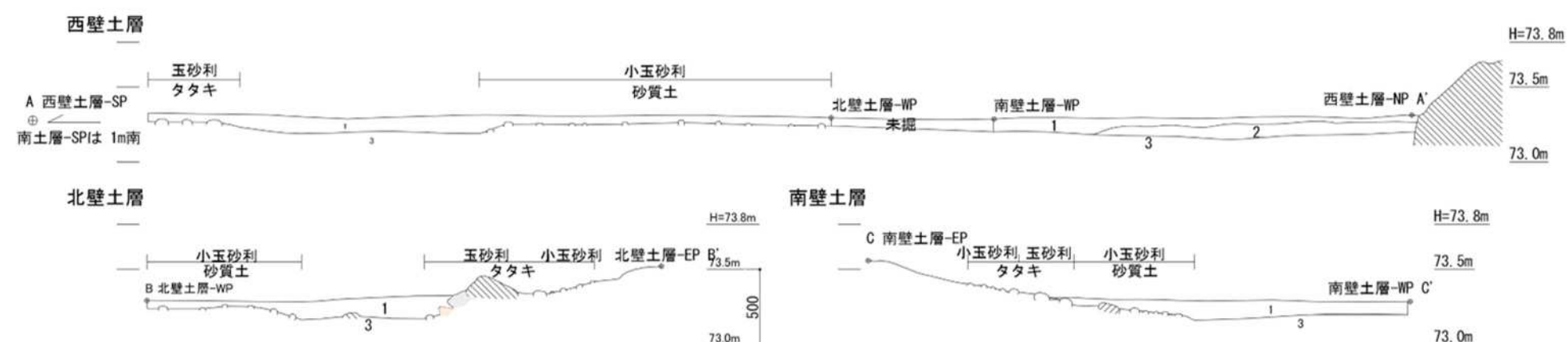
$$\text{堆積土量} = 81.0\text{m}^2 \times (0.15 + 0.15 + 0.15 + 0.10 + 0.15 + 0.10 + 0.05 + 0.15) / 8 = 10.13\text{m}^3$$

【下段池堆積土】

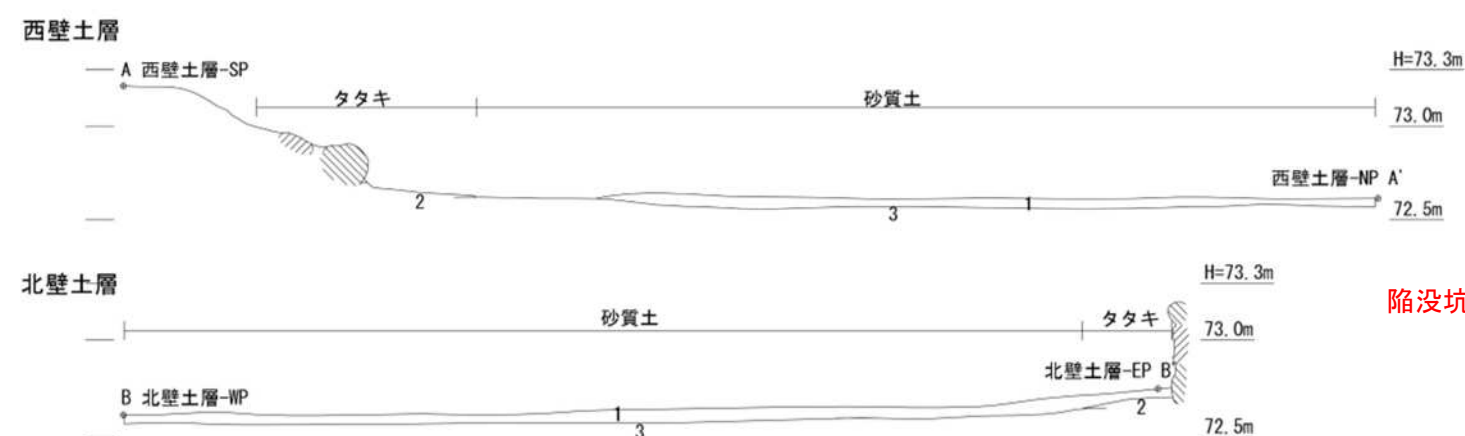
$$\text{堆積土量} = 99.2\text{m}^2 \times (0.05 + 0.05 + 0.15 + 0.10 + 0.10 + 0.10 + 0.05 + 0.05) / 8 = 8.06\text{m}^3$$

$$\text{池堆積土浚渫・運搬・処分 合計 } 10.13 + 8.06 = 18.19\text{m}^3$$

1. 上段池 土層断面図 S=1/40



2. 下段池 土層断面図 S=1/40



タタキに玉砂利を埋め込む護岸

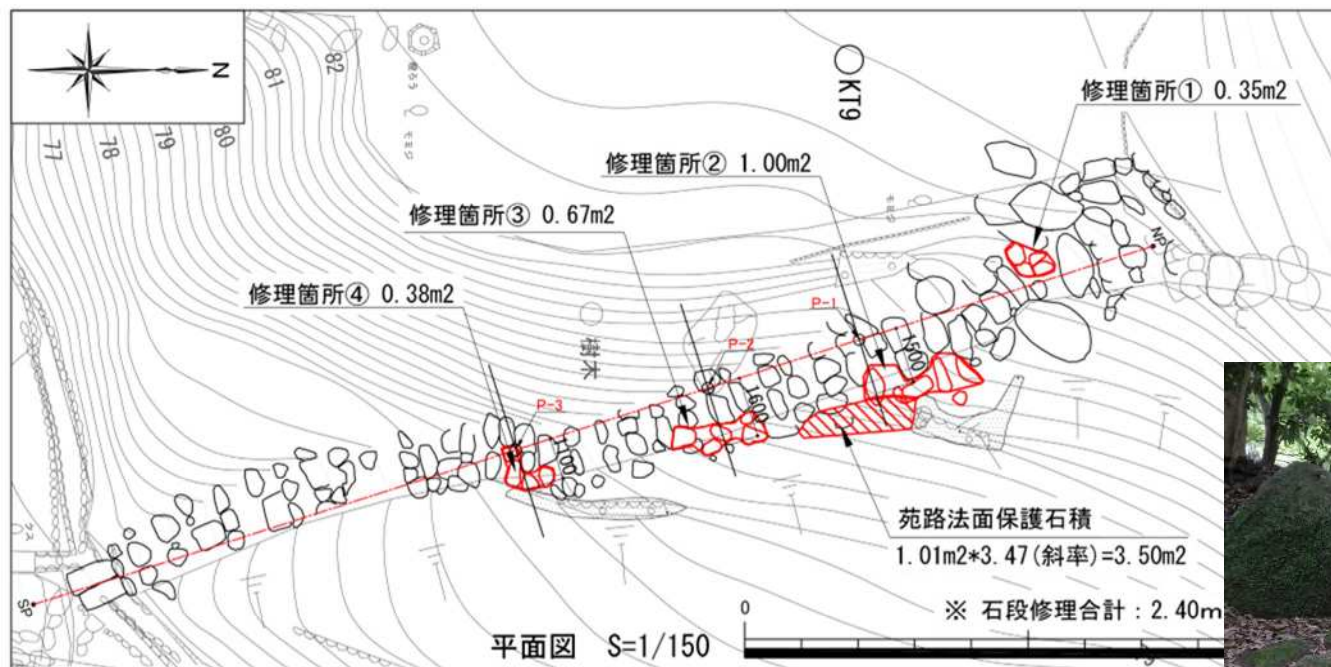


上段池 令和5年度発掘調査状況（北から）

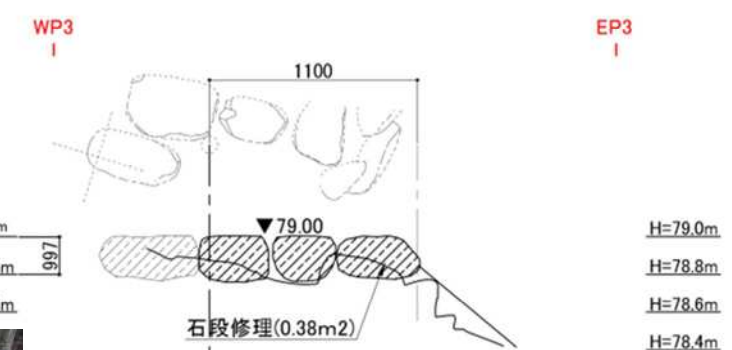
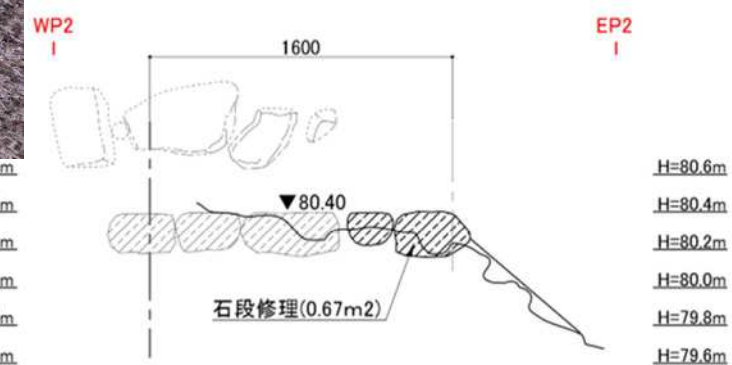
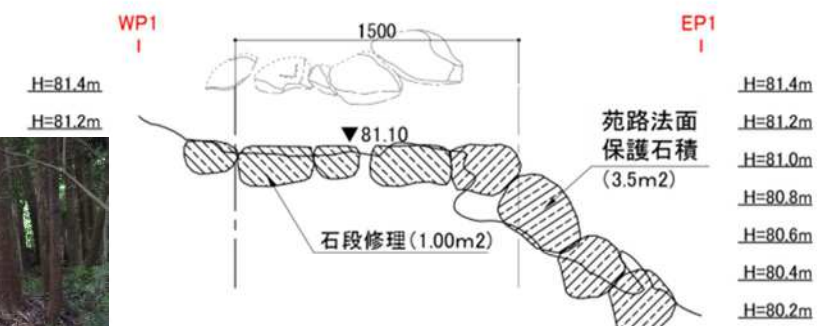


下段池
令和5年度発掘調査状況（南から）

年度	令和8年度	業務名	名勝九年庵 (旧伊丹氏別邸)庭園
名称	庭園池 堆積土撤去工詳細図		
施工地	神埼市神埼町の字仁比山		
事業明細	名勝九年庵庭園整備工事		
発注機関	佐賀県文化・観光局文化課文化財保護・活用室		
縮尺	図示	図面番号	3 / 6

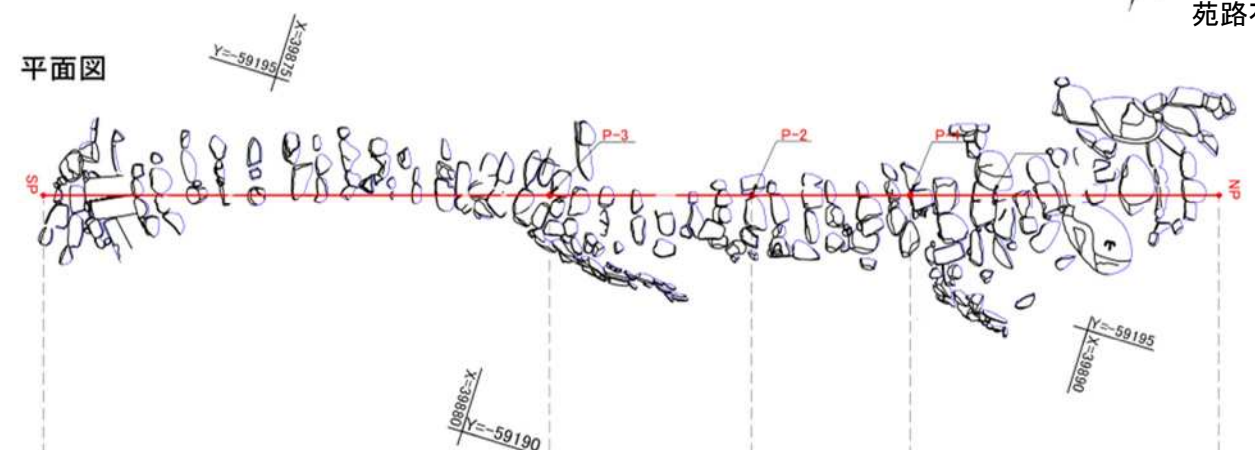


名勝九年庵庭園苑路石段 断面図 (WP-EP) 1/40 (A3)

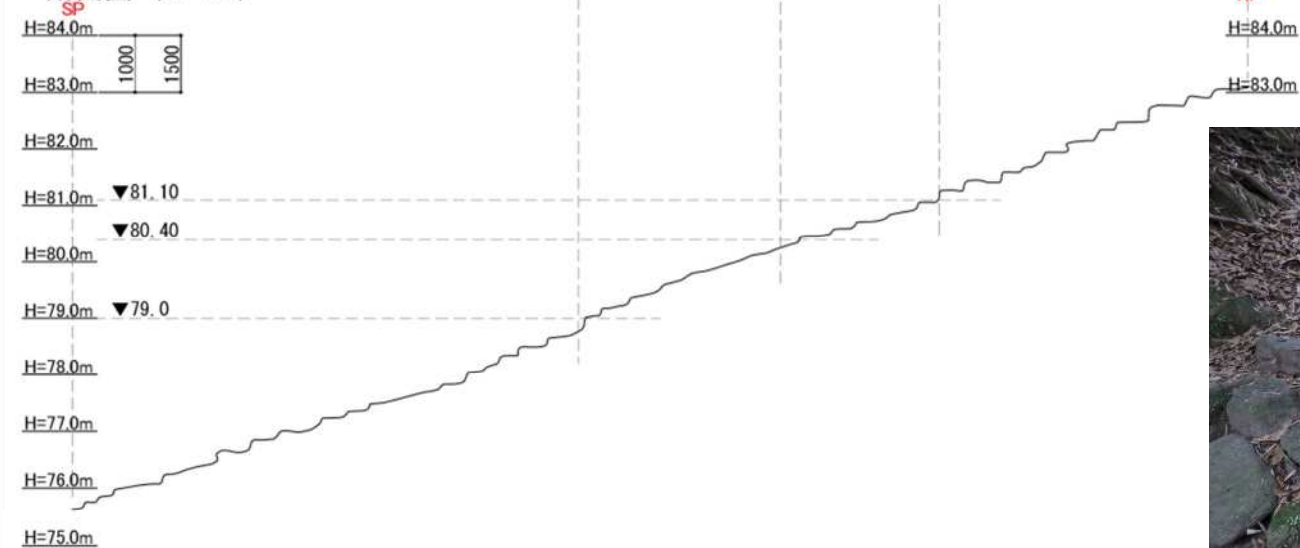


名勝九年庵庭園苑路石段平面図 1/150 (A3)

平面図



断面図 (NP-SP)

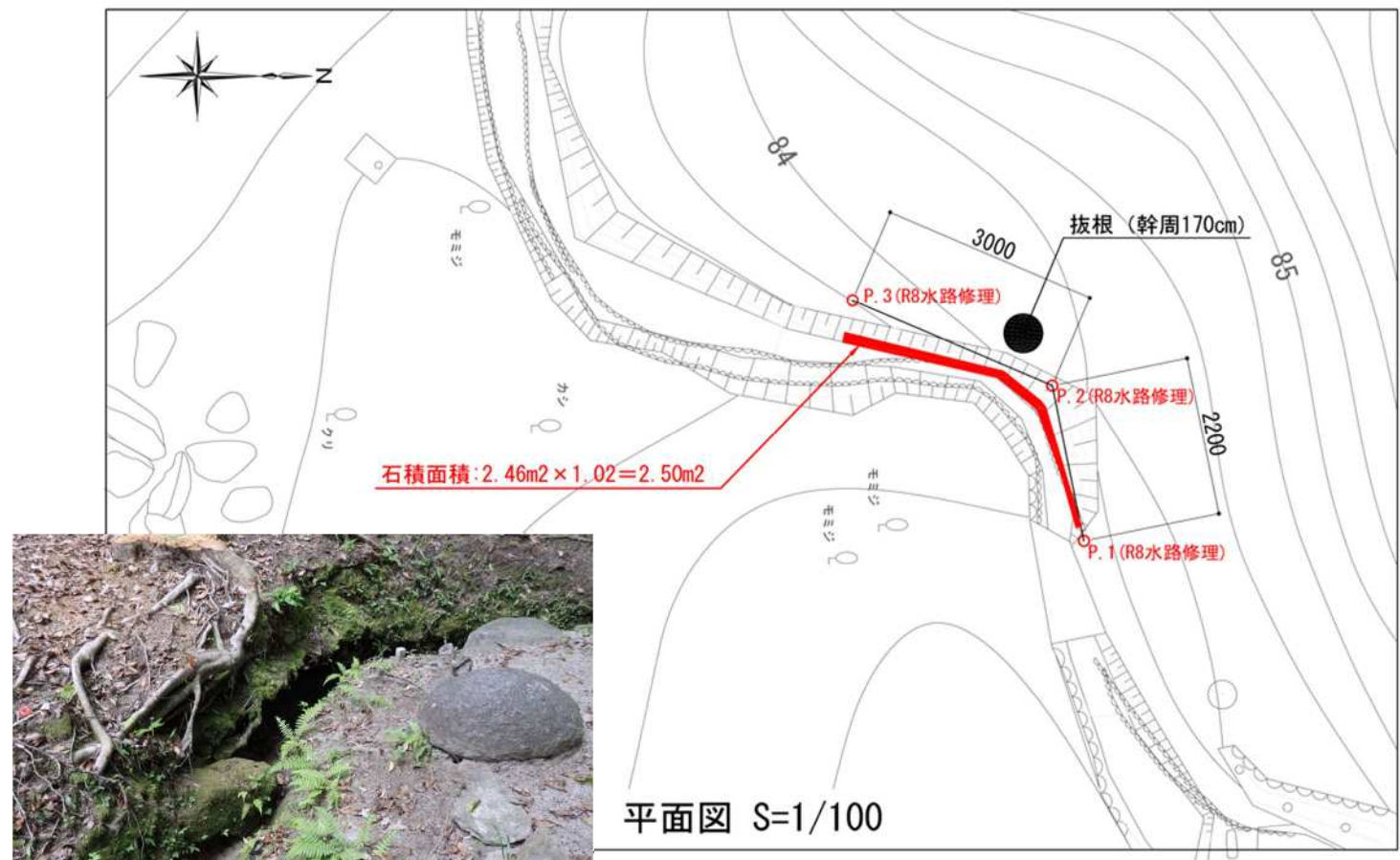


苑路石段補修 対象箇所① (南東から)

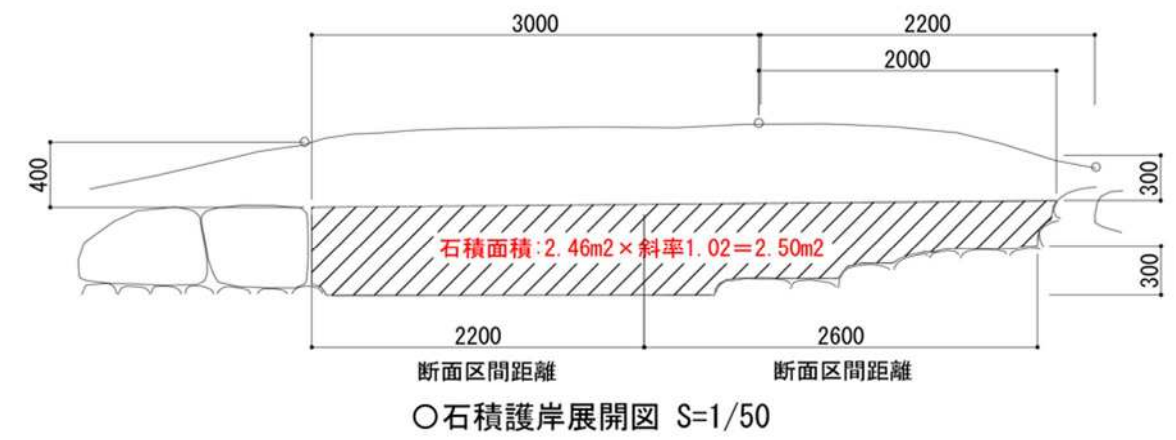


苑路石段補修 対象箇所詳細② (南東から)

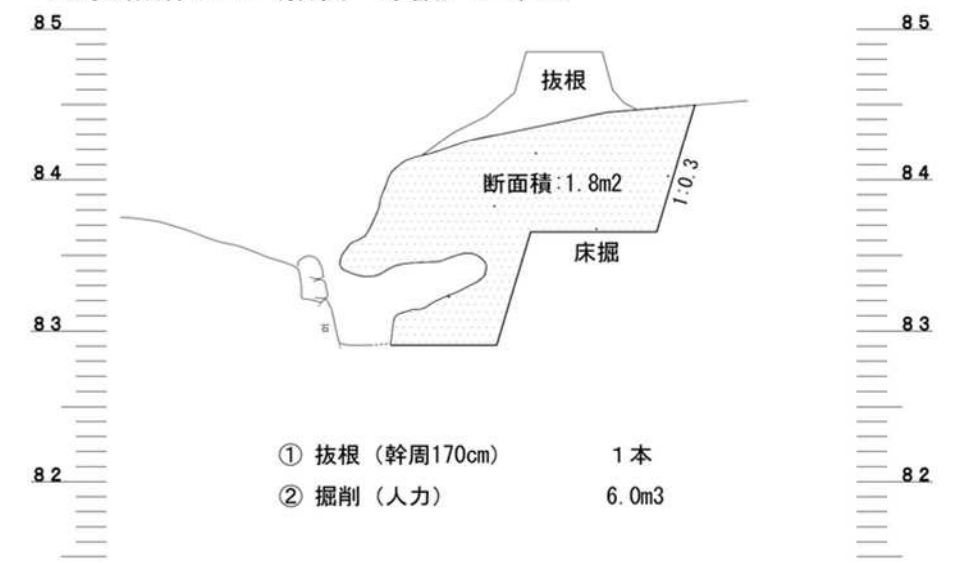
年度	令和 8年度	業務名	名勝九年庵 (旧伊丹氏別邸)庭園
名称	苑路-I 苑路修理・法面保護石積詳細図		
施工地	神埼市神埼町字の字仁比山		
事業明細	名勝九年庵庭園整備工事		
発注機関	佐賀県文化・観光局文化課文化財保護・活用室		
縮尺	図示	図面番号	4 / 6



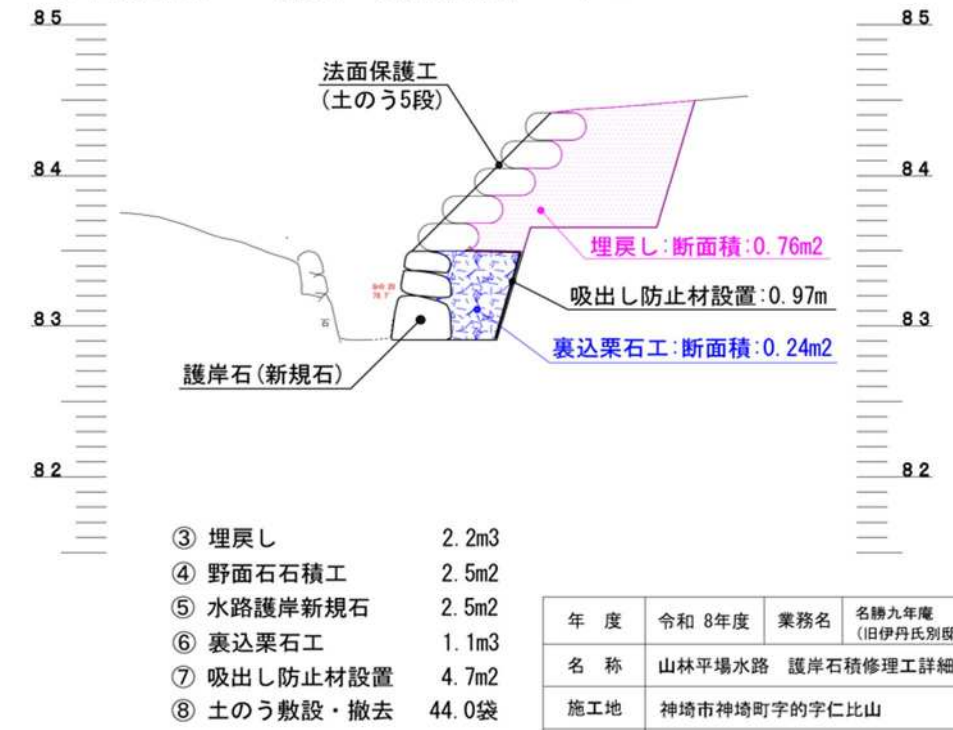
水路護岸修理 対象箇所詳細 (南東から)



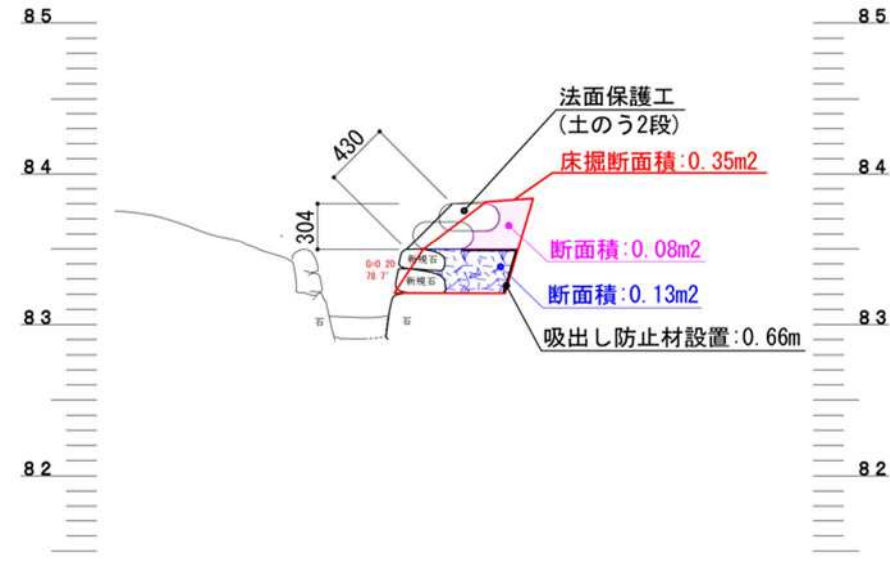
○水路断面A-2 (抜根・床掘) S=1/50



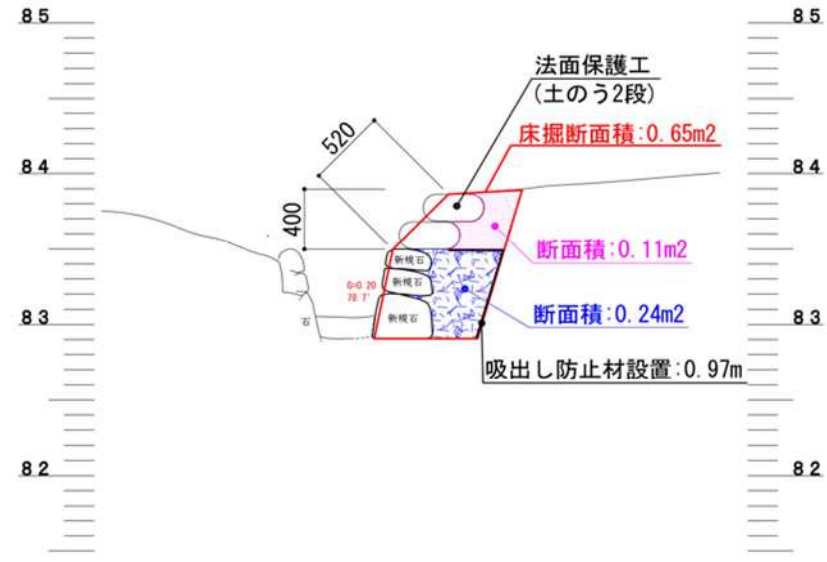
○水路断面A-2 (護岸・法面復旧) S=1/50



○水路断面A-1 (護岸・法面復旧) S=1/50



○水路断面A-3 (護岸・法面復旧) S=1/50



年度	令和 8年度	業務名	名勝九年庵 (旧伊丹氏別邸) 庭園
名称	山林平場水路 護岸石積修理工詳細図		
施工地	神崎市神崎町字の字仁比山		
事業明細	名勝九年庵庭園整備工事		
発注機関	佐賀県文化・観光局文化課文化財保護・活用室		
縮尺	図示	図面番号	5 / 6

(3) 保存整備事業 ②建物活用改修

目的

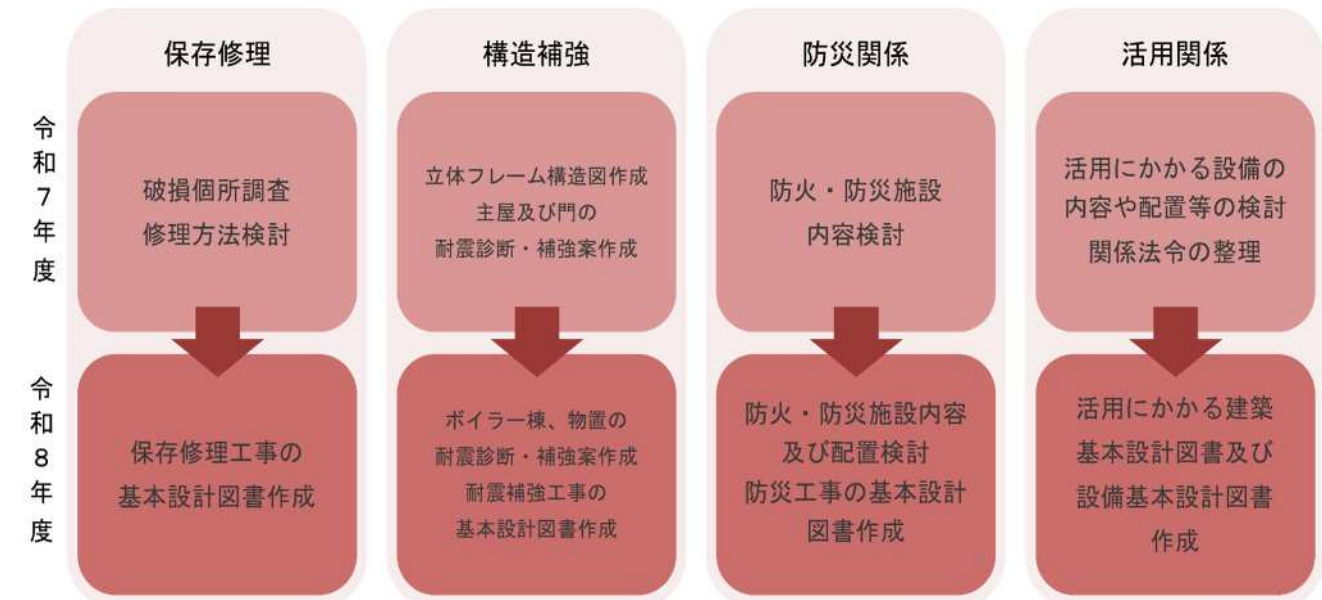
令和6年3月策定の「名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園整備基本計画」に基づき、新たな価値を加えた長期的な利活用とそれのための整備を行うことにより、九年庵の本質的価値をより深く体感できる場を創出することで、九年庵の価値向上及び交流人口の増加を図り、名勝庭園の次世代への確実な継承や活用による自立的な保護を目的とする。

事業概要

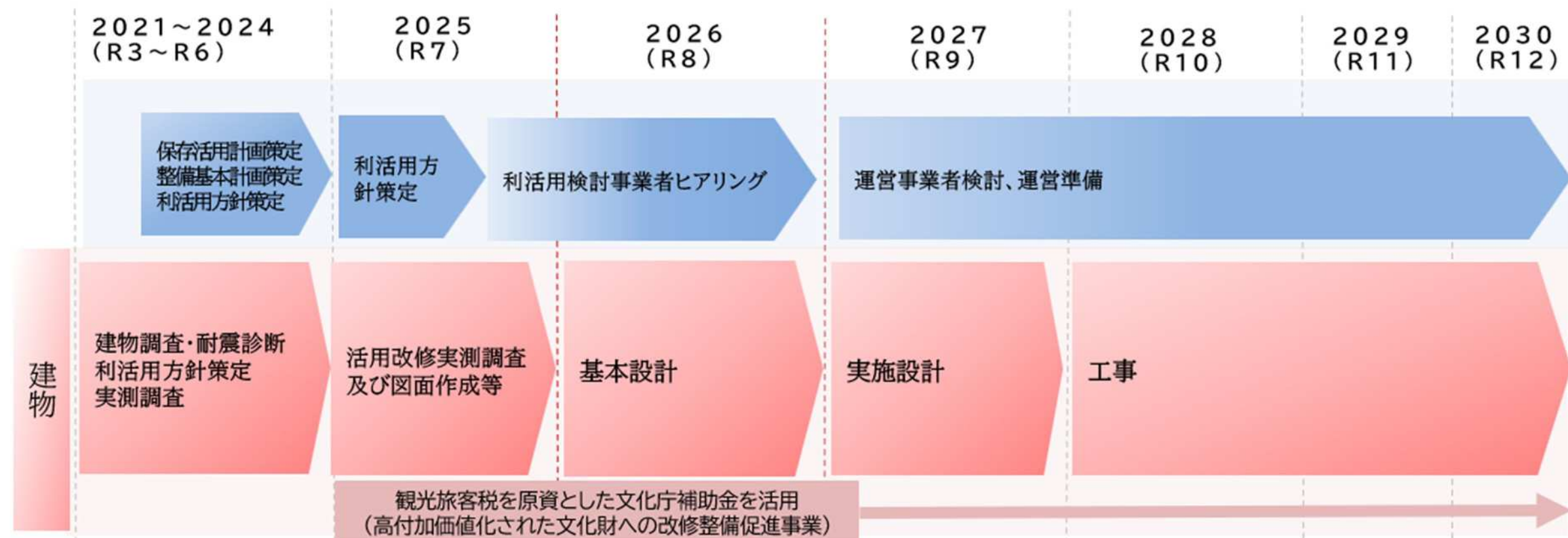
保存活用計画、整備基本計画及び令和7年度に実施した基本設計にむけた調査及び図面等の作成等に基づき、令和8年度に「基本設計」、令和9年度に「実施設計」を行う。

なお、本事業は観光旅客税を原資とした文化庁の補助事業「高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業」の採択を受けて実施している。

〈令和7年度・令和8年度基本設計に係る事業内容〉



〈事業スケジュール〉



○令和7年度事業概要

①破損箇所調査及び破損図の作成

②構造図等の図面作成、耐震診断及び耐震補強案の作成

③防災設備についての検討

今後必要になると想定される防災・防犯設備について検討する。

④活用に係る設備についての検討

活用にあたり、活用方針や防災設備の整備方針に基づき再整備が必要となる設備について検討する。

左記について業務委託により実施した。契約の内容は次のとおり。

・名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園主屋他活用改修実測調査及び図面作成等業務委託

委託先 株式会社文化財構造計画

契約期間 令和7年5月1日～令和8年3月31日

契約金額 28,490,000 円



主屋（西から見る）

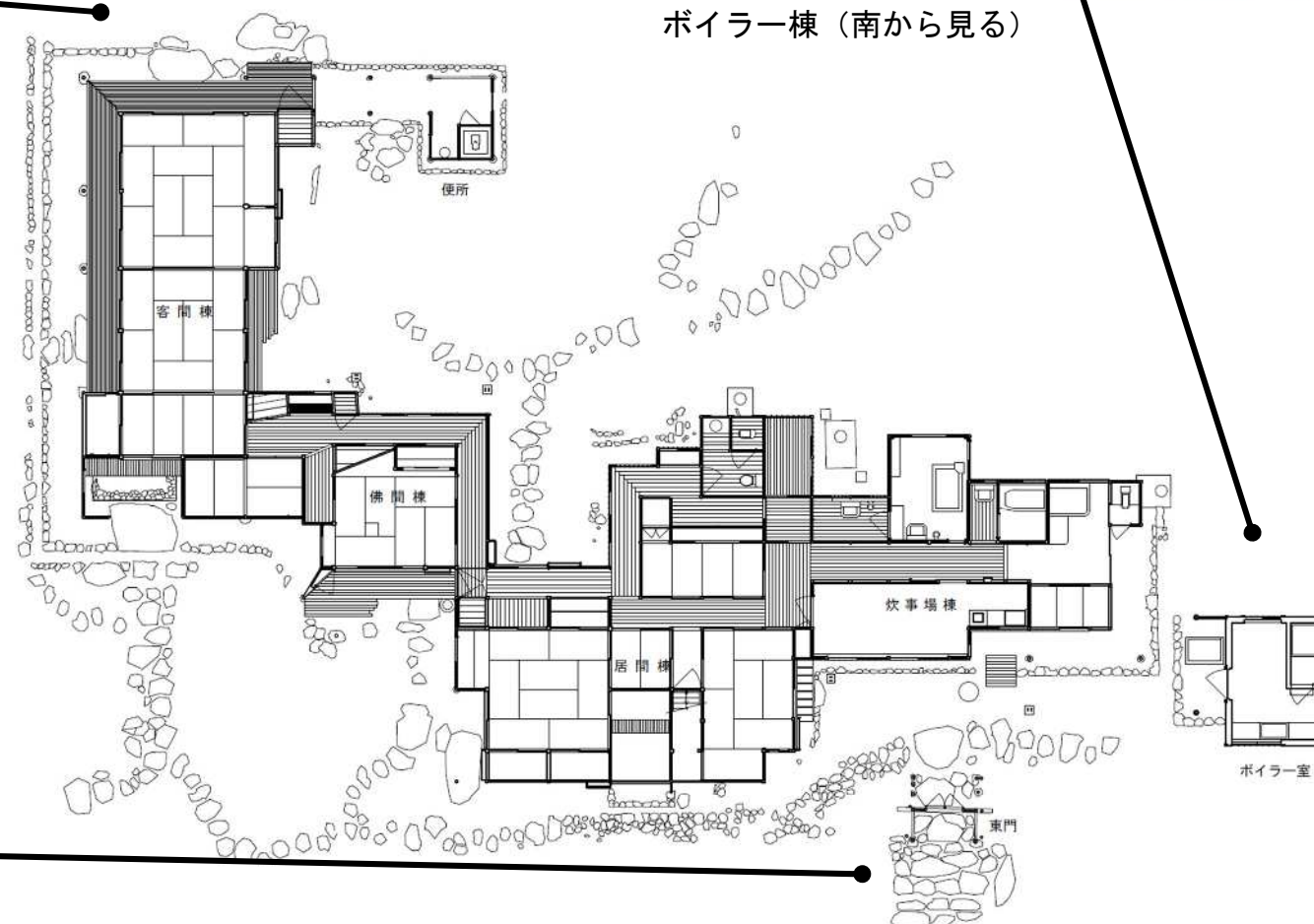


ボイラー棟（南から見る）

物置（北から見る）



東門（北から見る）

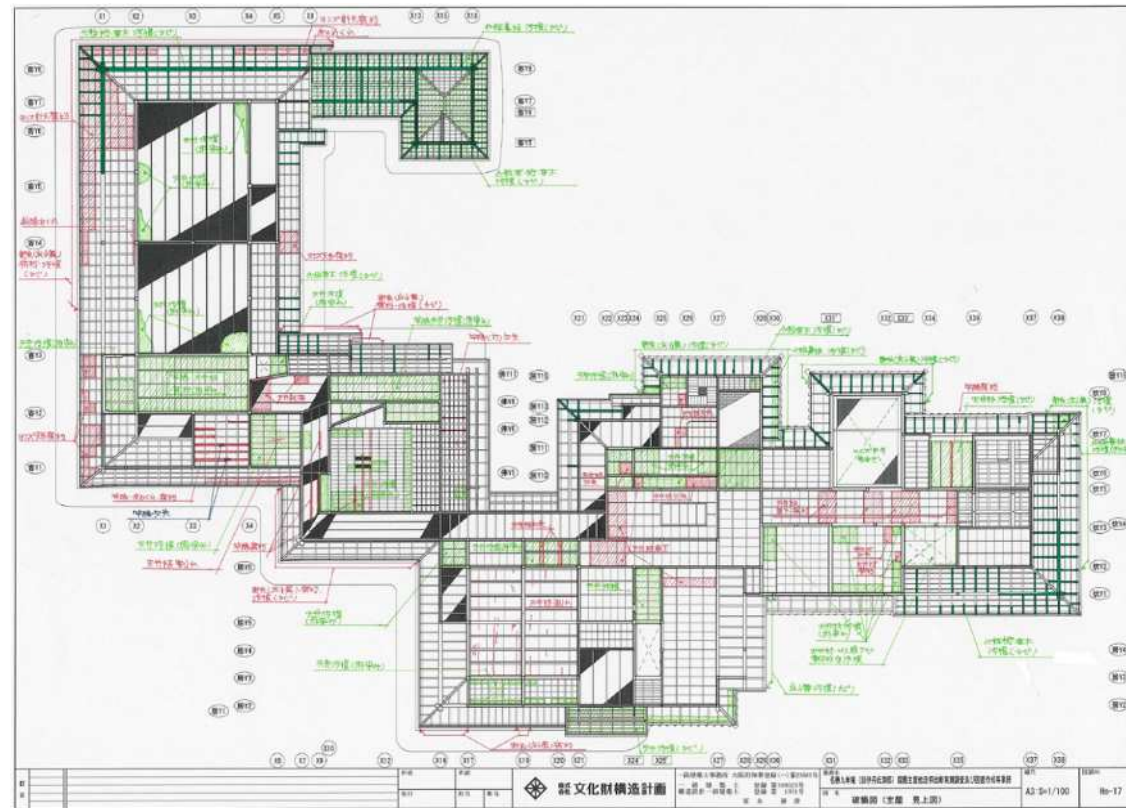


九年庵全体平面図

①破損箇所調査及び破損図の作成 概要

主屋、東門、ボイラー棟、物置を対象に、破損状況を把握するための調査及びその結果を取りまとめた破損図の作成を行った。

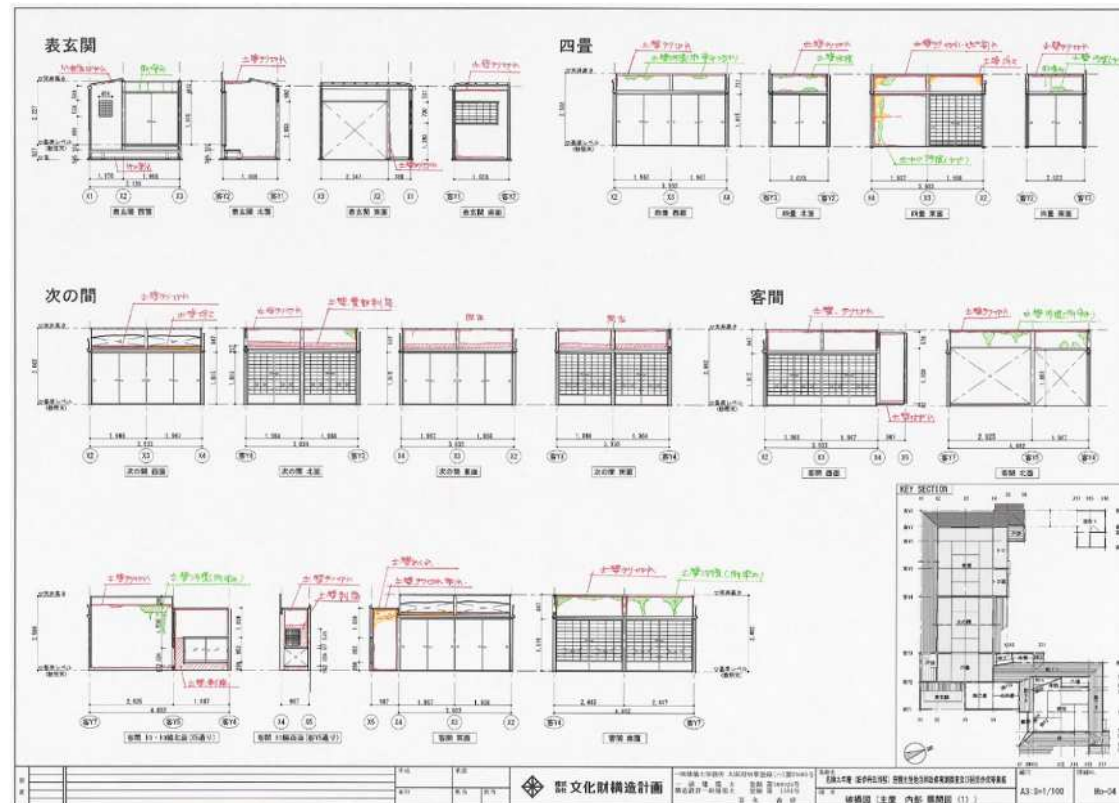
全体的に部材の腐朽・欠損、土壁の汚損・剥落等が多く確認された。



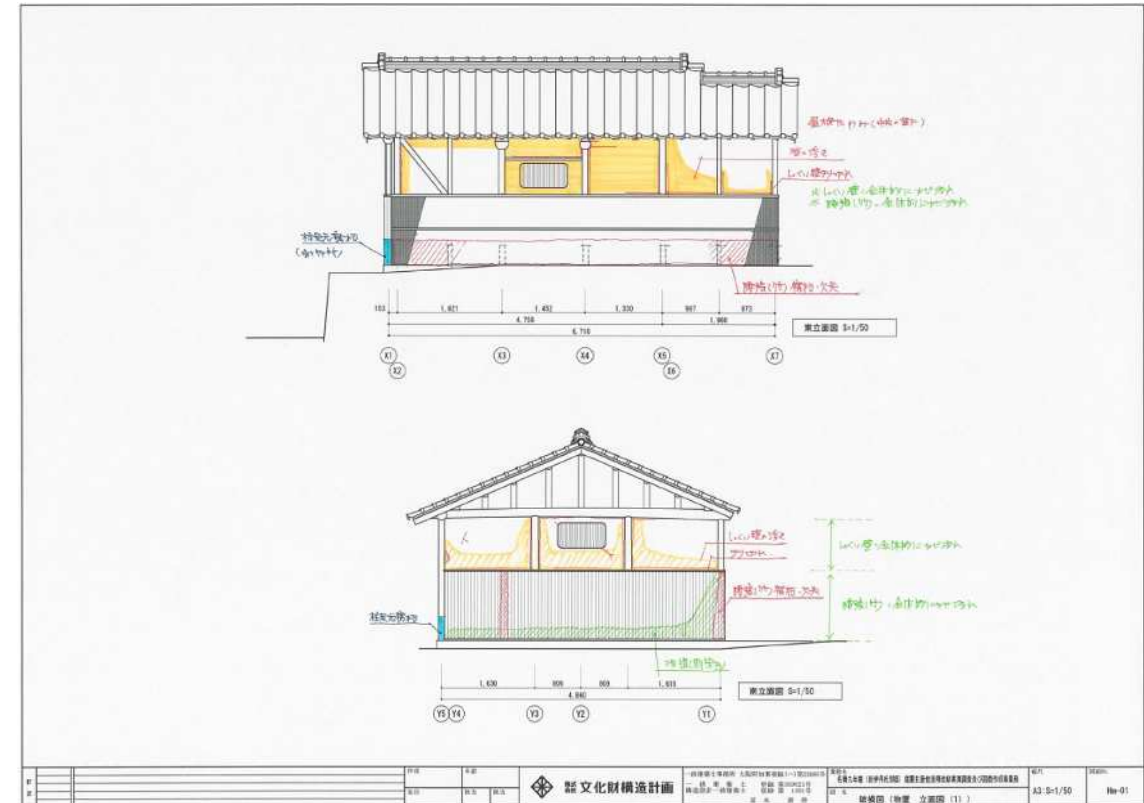
破損図（主屋 見上図）



破損図（ボイラー棟）



破損図（主屋 内部展開図抜粋）



破損図（物置 東・南立面図）

②構造図等の図面作成、耐震診断及び耐震補強案の作成 概要

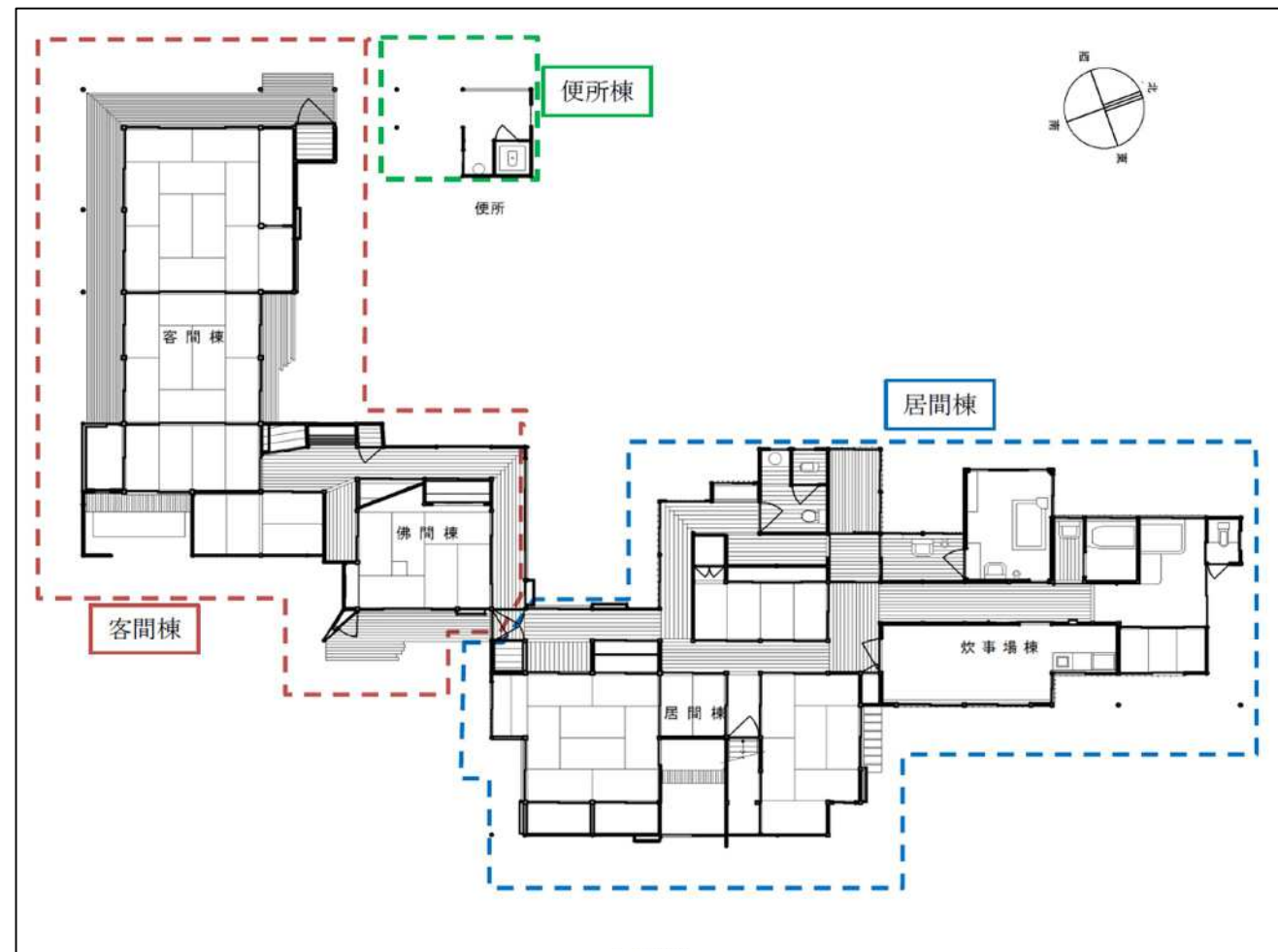
構造図等を基に立体フレームモデルを用いた等価線形化法によって主屋及び東門の耐震診断を行い、大地震動時の安全性を診断した。

当該建物は重要文化財ではないが名勝の構成要素となる建物のため、文化庁「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（以下、指針）に基づいて検討を行った。診断時の必要耐震性能は、指針における「安全確保水準（※１）」とした。なお、主屋については屋根が繋がっているが、建物の挙動から、客間棟、居間棟、便所棟の３棟として取り扱った。

便所棟については、内部に人が立ち入らないことを前提として、必要耐震性能を「復旧可能水準（※２）」とする。

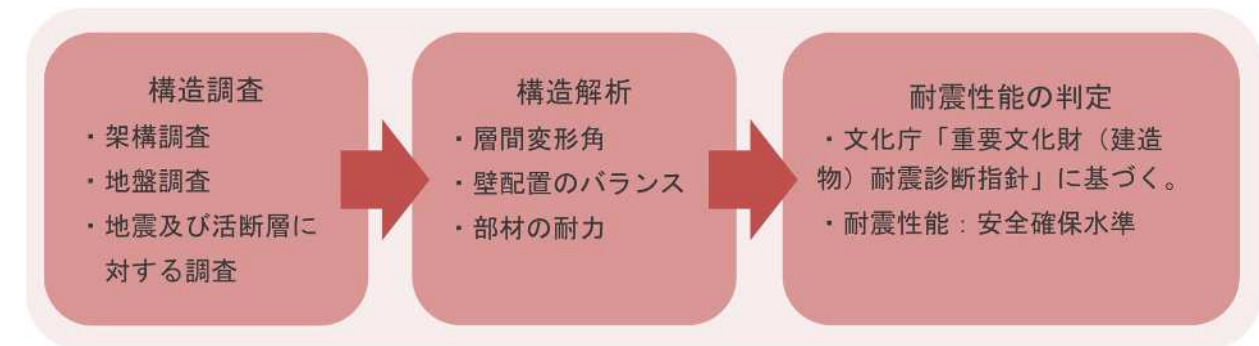
※１：通常の用途に供している建物において、大地震動時に大きな変形は生じるものの、倒壊することなく、生命に重大な危害を及ぼさないことレベルの耐震性能。

※２：大地震動時に倒壊の恐れがあるが、文化財としての主要な価値を損なうことなく復旧できるレベルの耐震性能。なお、倒壊した場合生命に危害を及ぼす可能性があるため、建物内にほとんど人が立ち入らないか、滞留時間が短いことが前提となる。



構造解析時 主屋棟区分（平面図）

〈耐震診断の流れ〉



診断の結果、主屋・東門ともに建物の水平耐力が小さく、耐震性能が不足しており、東西・南北両方向に水平耐力を増す補強が必要であることが判明した。また、耐震補強の一環で建物荷重を軽減させるため、居間棟の棧瓦葺部分を空葺にし、客間棟・仏間棟の茅葺部分については、現状の葺厚 600 から葺厚 450 に減じることとする。

当該建物は、南に開いた谷間に建つため、風の影響も大きく受ける可能性があり、極稀に発生する大規模な暴風（風大規模）に耐え得る架構とするためには多くの補強が必要となる。その場合、意匠や庭園からの景観を損ねることが想定される。風は予測可能であるため、極稀に発生する大規模な暴風（風大規模）に対しては避難等に対応する方針とする。

補強方法や補強部材の収まりについては、下記の項目に留意して選定する。

・意匠を損なわないこと

可能な限り見えない箇所で補強を行う。見える箇所に補強する場合は、庭園の景観や建物の意匠等文化財的価値に与える影響が少ない箇所とし、違和感がないように配慮する。

・部材を傷めないこと

構造補強の取り付けの際、部材を傷つけることを極力減らす工夫をする。

・可逆的であること

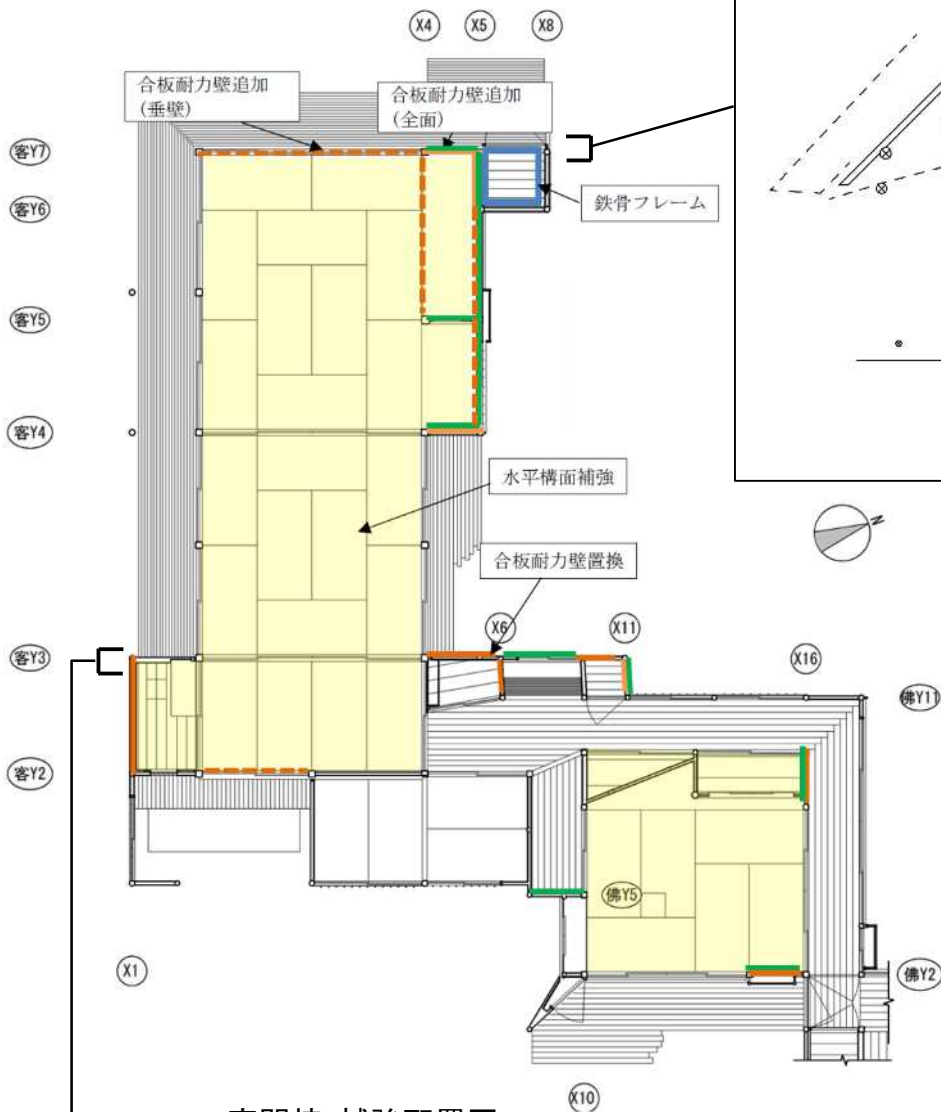
補強部材は取り外すことができ、取り外せば原形がわかるように取り付ける。

・区別可能であること

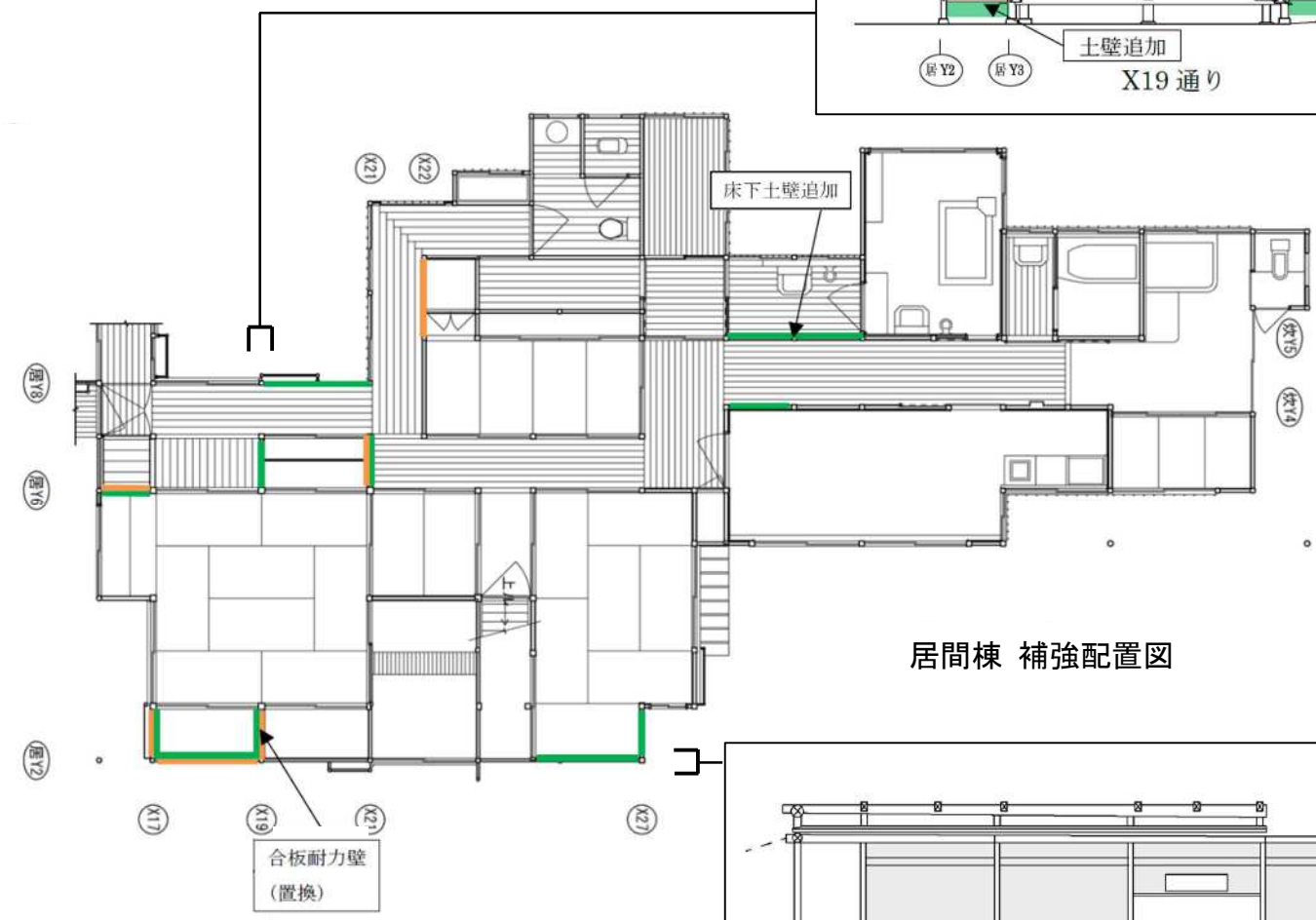
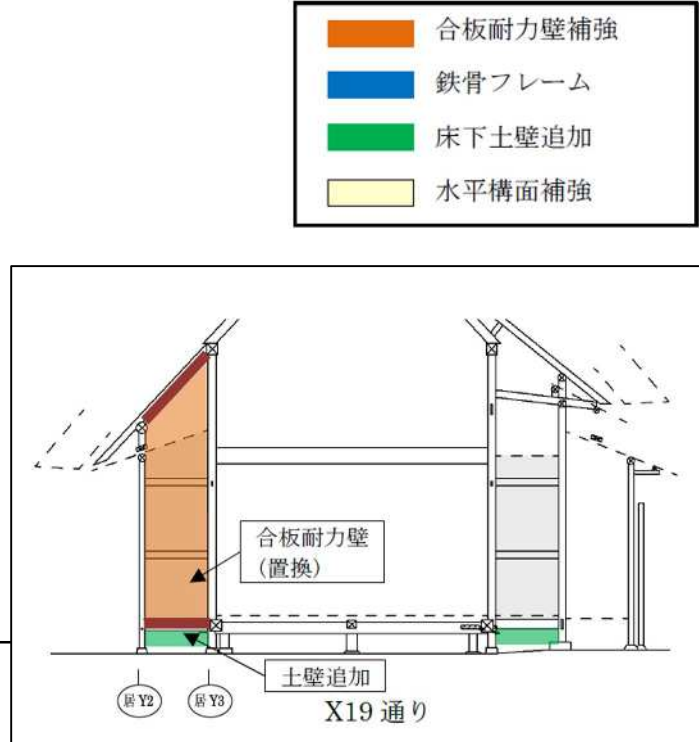
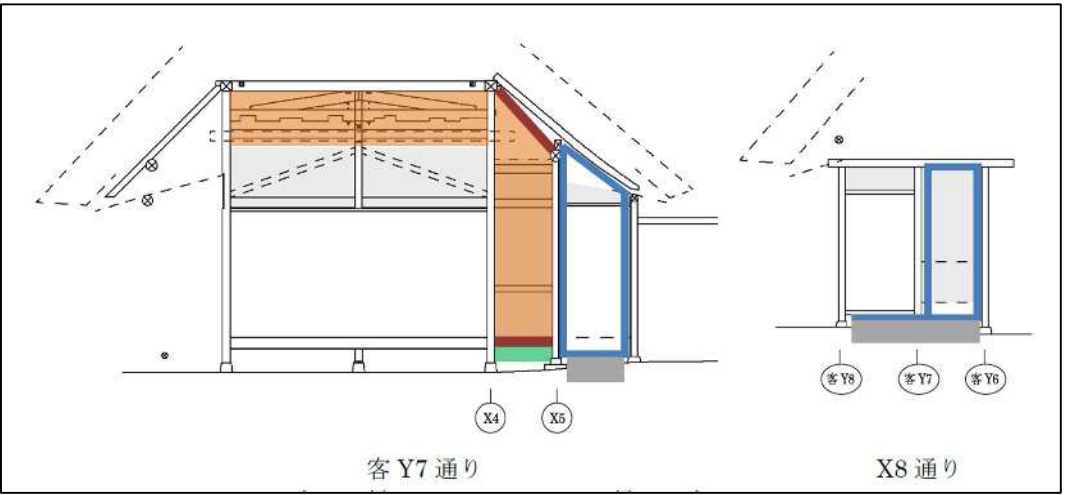
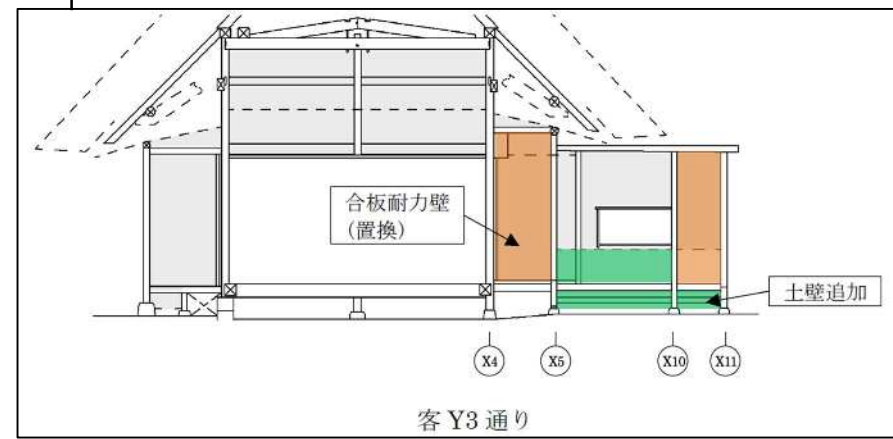
後から加えたものであることがわかるように表示する。

・最小限の補強であること

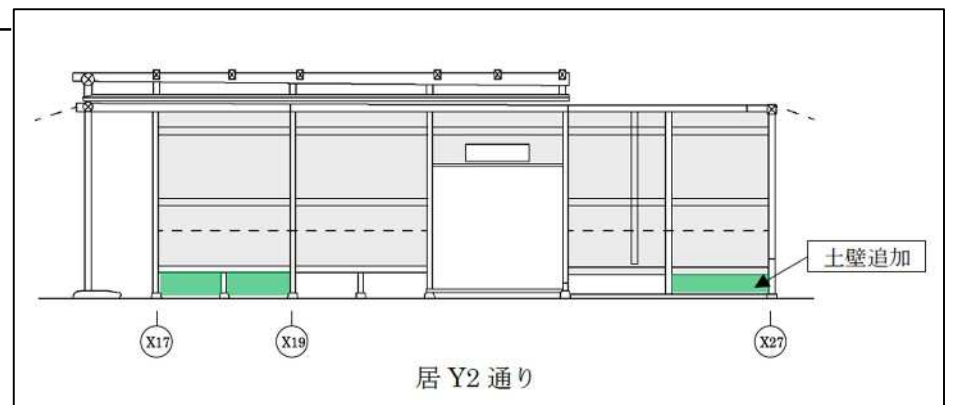
主屋（客間棟・居間棟） 補強案



客間棟 補強配置図

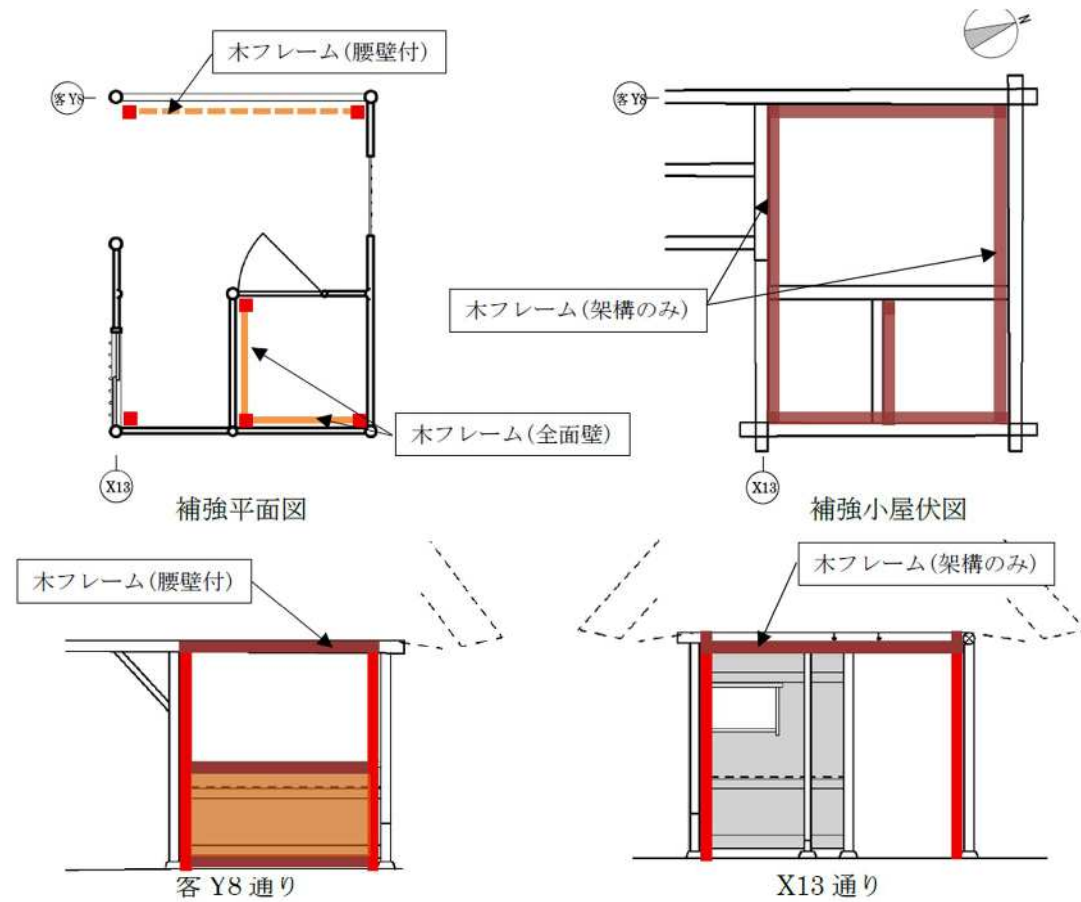


居間棟 補強配置図



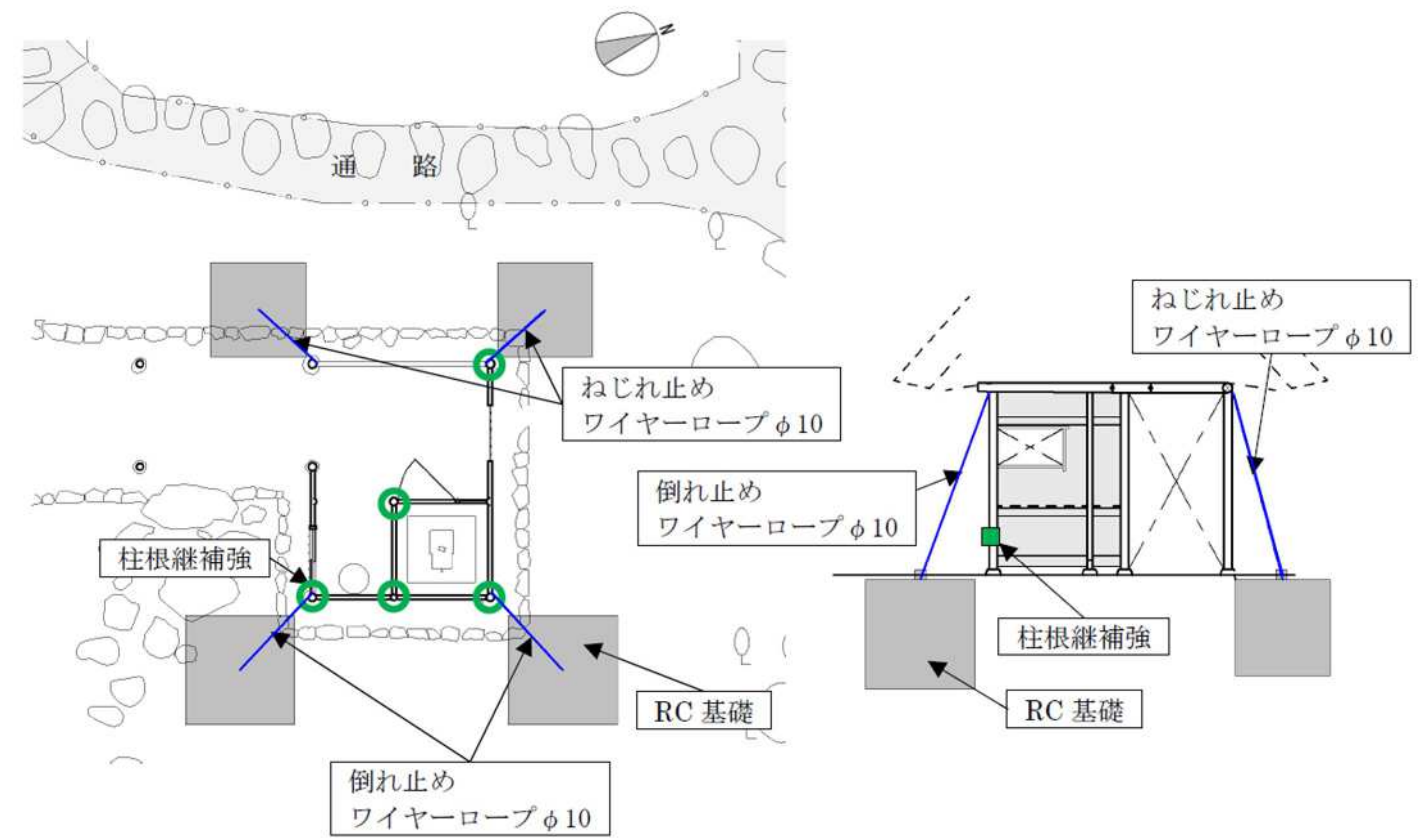
便所棟 補強案①：木フレーム補強

建物四隅に荷重を負担できる補強柱を立てて四周を桁で繋ぎ建物内部に架構を構成し、架構の一部に腰壁や全面壁の耐震壁を作って水平力を負担させる案。



便所棟 補強案②：ワイヤーロープ補強+柱根継補強

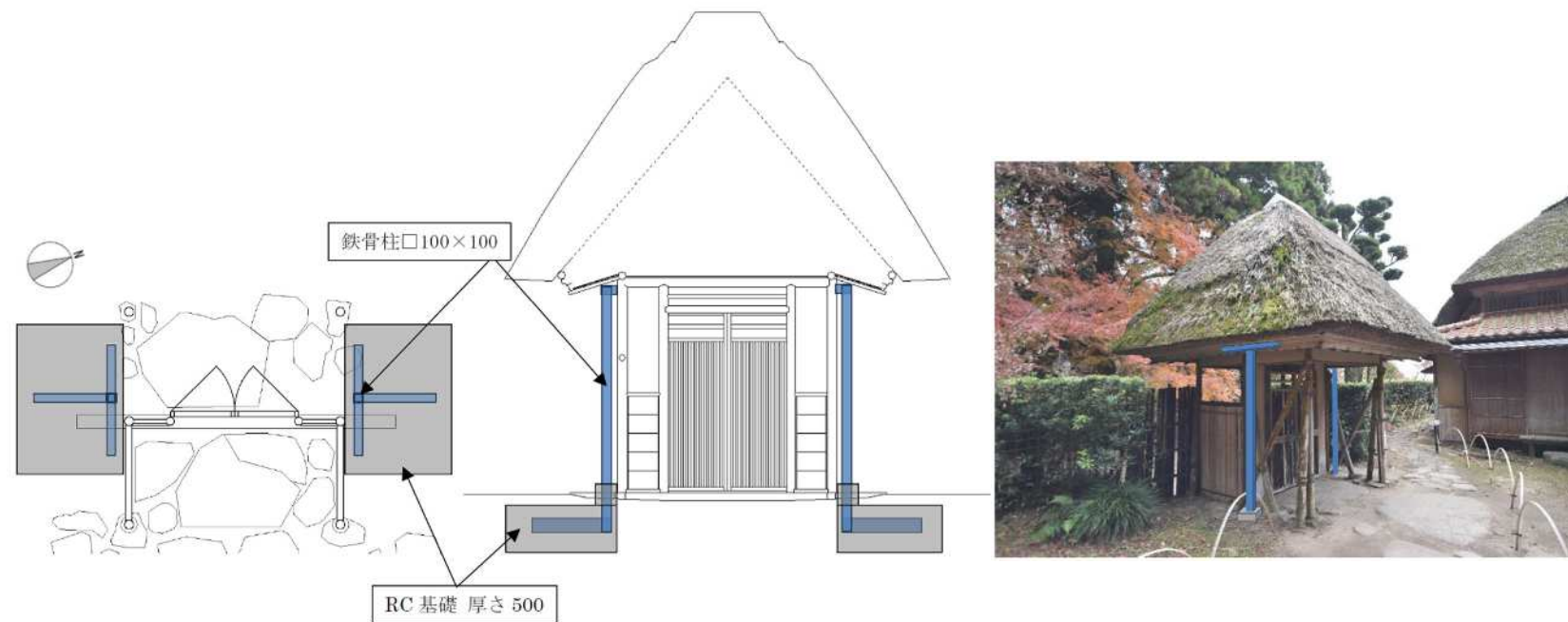
大地震動時に建物西側の園路へ倒壊しないことを目標とした外付けワイヤーロープによる補強案。また、根継のない柱に力が集中して破断したり根継位置で変形したりすることを防ぐため、柱の根継補強も行う。



➡ 庭園景觀に配慮した補強となるよう令和8年度も継続して検討を行う。

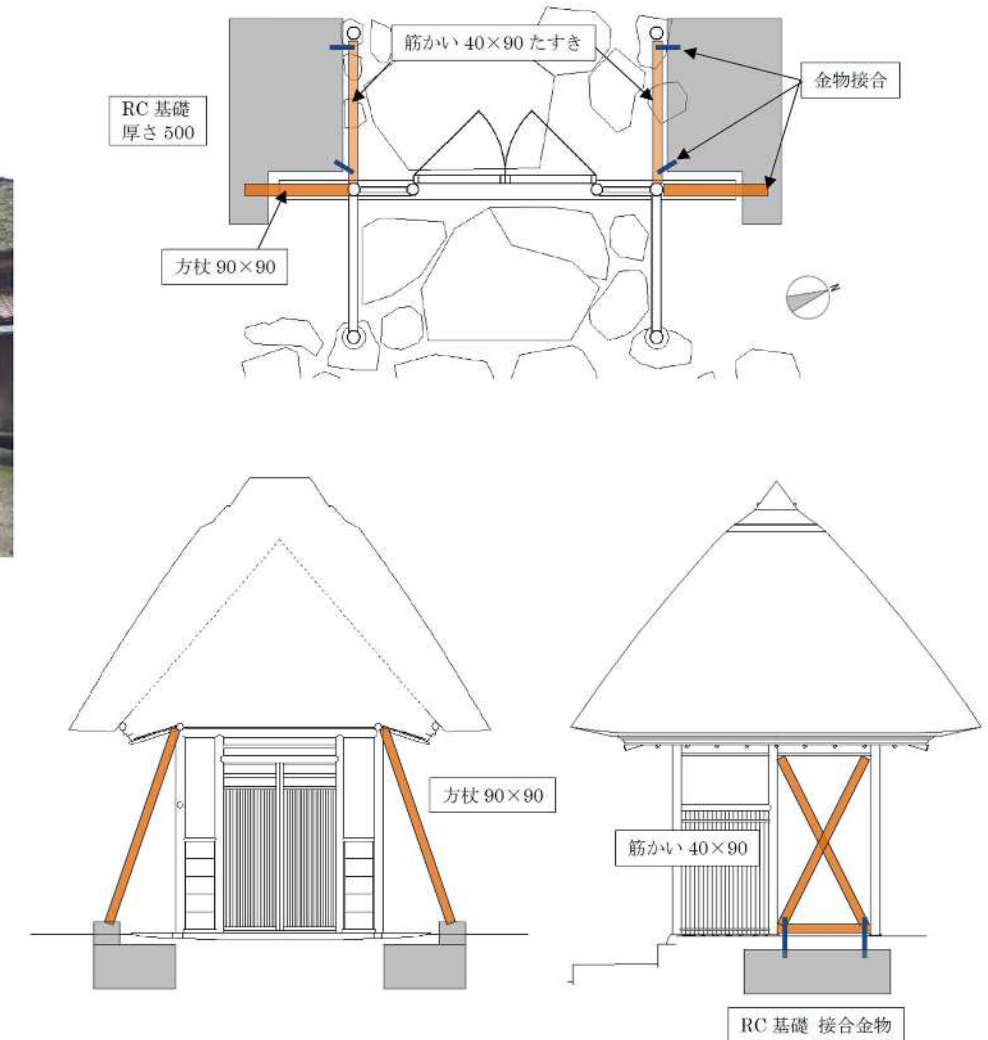
東門 補強案①：鉄骨柱補強

RC 基礎を新設し、門の両側に 2 本の鉄骨柱を立てて補強する。
柱はねじれ変形を抑制するため幅を持たせて桁と接合させる。



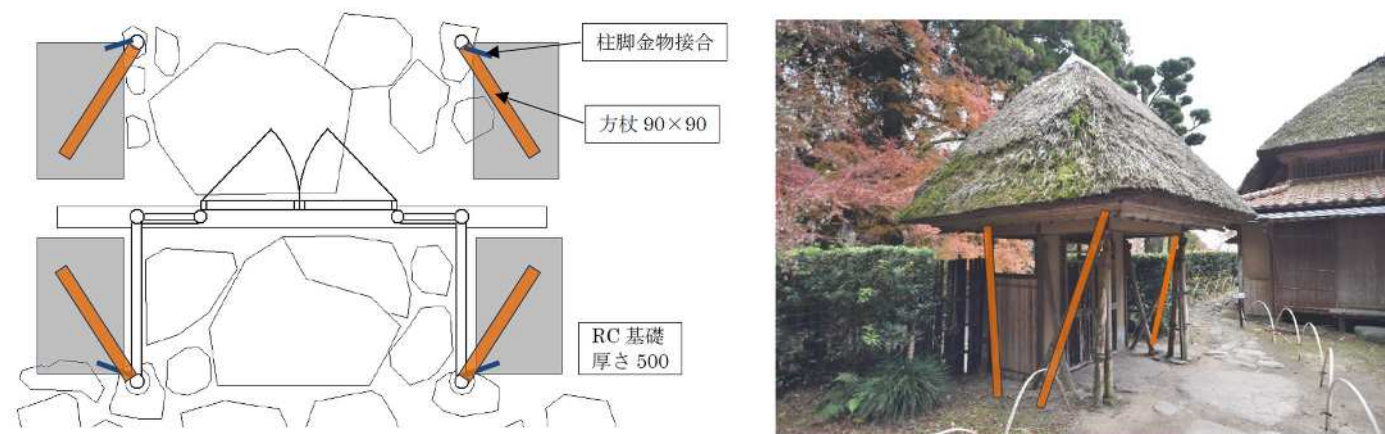
東門 補強案②：筋かい+方杖補強

東西方向は木製の筋かいで補強する。（鉄骨棒やブレース也可）
南北方向は木製の方杖で補強する。（鉄骨也可）浮上り防止のため RC 基礎を新設し、筋かい・方杖と金物で接合する。



東門 補強案③：方杖補強

建物の四隅から 4 本の木製方杖を配置して補強する。RC 基礎は
門の内側に設置できないため、方杖は図 のとおり傾斜させて
配置する。また、東西方向の転倒を防止するため、四隅の柱脚
は基礎と金物で接合する。



➡ 庭園景觀に配慮した補強となるよう令和 8 年度も継続して検討を行う。

○令和 8 年度事業概要

①ボイラー棟、物置の耐震診断・耐震補強案作成

ボイラー棟の耐震診断にあたっては、目視による劣化調査、コアによる強度調査、中性化調査、壁配筋の研り調査を行う。

物置については、立体フレームモデルを用いた等価線形化法において診断を行う。

それぞれ耐震性能が不足する場合は、耐震補強案を作成するか、文化財的価値を継承した改修を行うかを判断する。

②保存修理工事の基本設計

令和 7 年度までの調査成果に基づき、主屋・門・物置・ボイラー棟を対象とした耐震及び防災工事と不可分な保存修理工事の基本設計図書を作成する。

③耐震補強工事の基本設計

令和 7 年度までに作成した耐震補強案を基に、主屋・門・物置・ボイラー棟を対象とした耐震補強工事の基本設計図書を作成する。

④防災工事の基本設計

現地調査の上、放水銃等の消火設備、自動火災報知設備、避雷設備等の検討を行い、防災工事の基本設計図書を作成する。

⑤活用整備工事基本設計

九年庵の活用方針を基に建築基本設計図書及び設備基本設計図書を作成する。

⑥仮設計画・工事計画・工事費積算

各種基本設計図書に基づき、仮設工事・工事計画図の作成、建築工事の概算算出、設備工事の概算算出を行う。

上記について業務委託により実施する。契約の内容は次のとおり。

- ・名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園主屋他活用改修基本設計等業務委託
委託先 株式会社文化財構造計画
契約期間 令和 8 年 5 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
契約金額 41,668,000 円

➡ 今後の整備検討委員会において基本設計の内容を報告予定

名勝九年庵(旧伊丹氏別邸)庭園主屋他活用改修基本設計等業務委託 工程表

	令和 8 年 度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
佐賀県			着手協議	協議	協議		協議		協議			検査
文化庁				7/24 調査官現地指導	方針確定		設計確認		概算確認			
耐震診断及び基本設計等												
耐震診断(ボイラー棟・物置)			ボイラー棟構造調査等 物置耐震診断	ボイラー棟耐震診断								
耐震補強案策定				物置方針確認	ボイラー棟補強案作成							
耐震補強工事基本設計				耐震工事設計						修正・調整、まとめ		検査
保存修理工事基本設計			修理工事調査	修理工事設計						修正・調整、まとめ		検査
活用整備工事基本設計			現地調査・活用方針協議		活用工事設計					修正・調整、まとめ		検査
防災工事基本設計			現地調査・防災方針協議	防災工事設計						修正・調整、まとめ		検査
仮設計画・工事計画			現地調査・仮設計画方針協議		仮設計画図作成					修正・調整、まとめ		検査
工事費概算算出						概算算出		大概算算出		修正・調整、まとめ		検査
備 考	業務の進捗により工程を変更することがあります。											

【ボイラー棟について】

▶外観等から鉄筋コンクリート造（RC 造）と想定していたが、6 月 5 日（金）に行った簡易の鉄筋探査調査の結果、補強コンクリートブロック造（CB 造）であることが濃厚となったため、構造調査等の内容を見直す必要が出てきた。

現在、佐賀県建築物耐震性能評価特別委員会の「補強コンクリートブロック造建造物の耐震診断と耐震改修設計について」に基づき、調査方法等を検討中。



ボイラー棟 鉄筋探査調査の様子▶

(3) 保存整備事業

③茶室等部材調査

九年庵茶室等に係る部材予備調査の補助業務委託

1. 業務概要

現在、九年庵には、大正9年(1920)に建てられ、昭和30年(1955)頃に解体された茶室のものとされる部材のほか、多くの部材が保存されている。令和8年度は、今後の本格的な部材調査に向けた予備調査という位置づけで、保存部材のリスト化による全体量の把握、ひいては茶室に用いられた部材の把握を行う。本業務は、以上の予備調査を円滑に進めるための調査補助について委託するものである。

2. 業務内容

- (1) 部材の運搬…県有地駐車場まで人力による小運搬、保管施設までトラックによる運搬
- (2) 部材の清掃…表面の埃等を、ブローア、手箒等で清掃
- (3) 部材実測の補助…最大長さ、最大断面の大きさ等を実測
- (4) 部位特定の補助…柱、梁、丸桁等、部位の特定
- (5) 痕跡調査の補助…番付等の墨書、加工痕跡の有無等の確認
- (6) 樹種特定の補助…部材に使用される樹種を特定するための助言
- (7) 番付札の取付け…整理番号・部位・番付(墨書が残る場合)等の内容を記入した札の取付け
- (8) 部材撮影の補助…部材の移動、固定等

3. 委託期間

契約日から令和8年12月末日のうち実働20日間

4. 調査対象

- ・木材(柱、梁、丸桁、桔木、天井板、床板、手摺、鴨居、敷居、扁額、建具、束、庇等)
300~400程度
- ・瓦 25枚程度(頂部宝珠瓦2枚、東門棟瓦1枚、棟瓦20枚程度)
- ・土壁 2枚程度

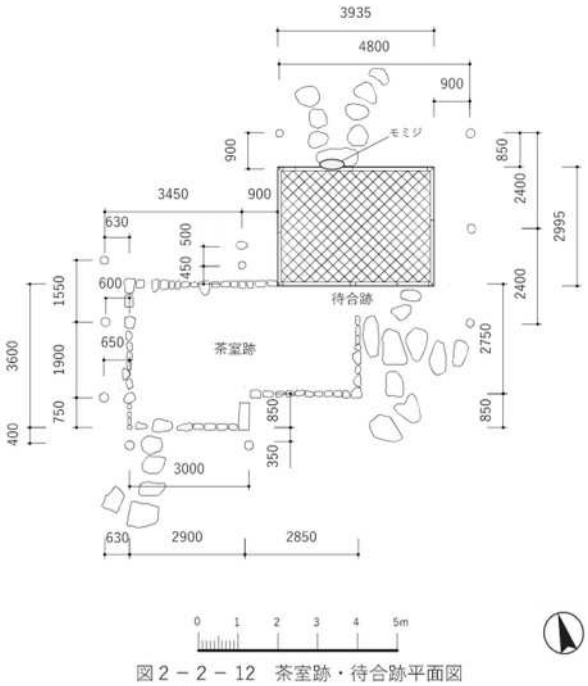


図2-2-12 茶室跡・待合跡平面図

5. 留意事項:

- (1) 部材のほとんどは物置と居室棟2階の2か所で保管されていた。このうち物置の部材は、昨年度物置北側に設置した仮設倉庫に仮置き。今後、部材は神埼市内に位置する神埼市教育委員会所有の遺物収蔵庫に運搬・仮置きし、調査・保管を行う。
- (2) 部材の運搬は人力による小運搬とする。なお、居室棟2階から部材を運び出す際は、腐朽が著しい階段室の床板に養生を施すなど建物を傷めないよう注意する。
- (3) 部材調査(部材実測、部位特定、樹種特定、痕跡調査、部材撮影)の補助にあたっては、歴史的建造物(茶室・数寄屋等)の修理等の経験がある大工1名、普通作業員1名、技術員1名を配置する。
- (4) 木材の番付札の取付けについて、番付札はシナベニア(たて50mm×よこ30mm×厚1.8mm)400枚を準備。調査が終わった部材に整理番号・部位・番付(墨書が残る場合)等の内容を記入した番付札を、タッカーで部材に取付ける。番付札の取付けに向かない部材は養生テープ等で代用する。



(4)- ①-1
令和 7 年度 庭園管理事業委託

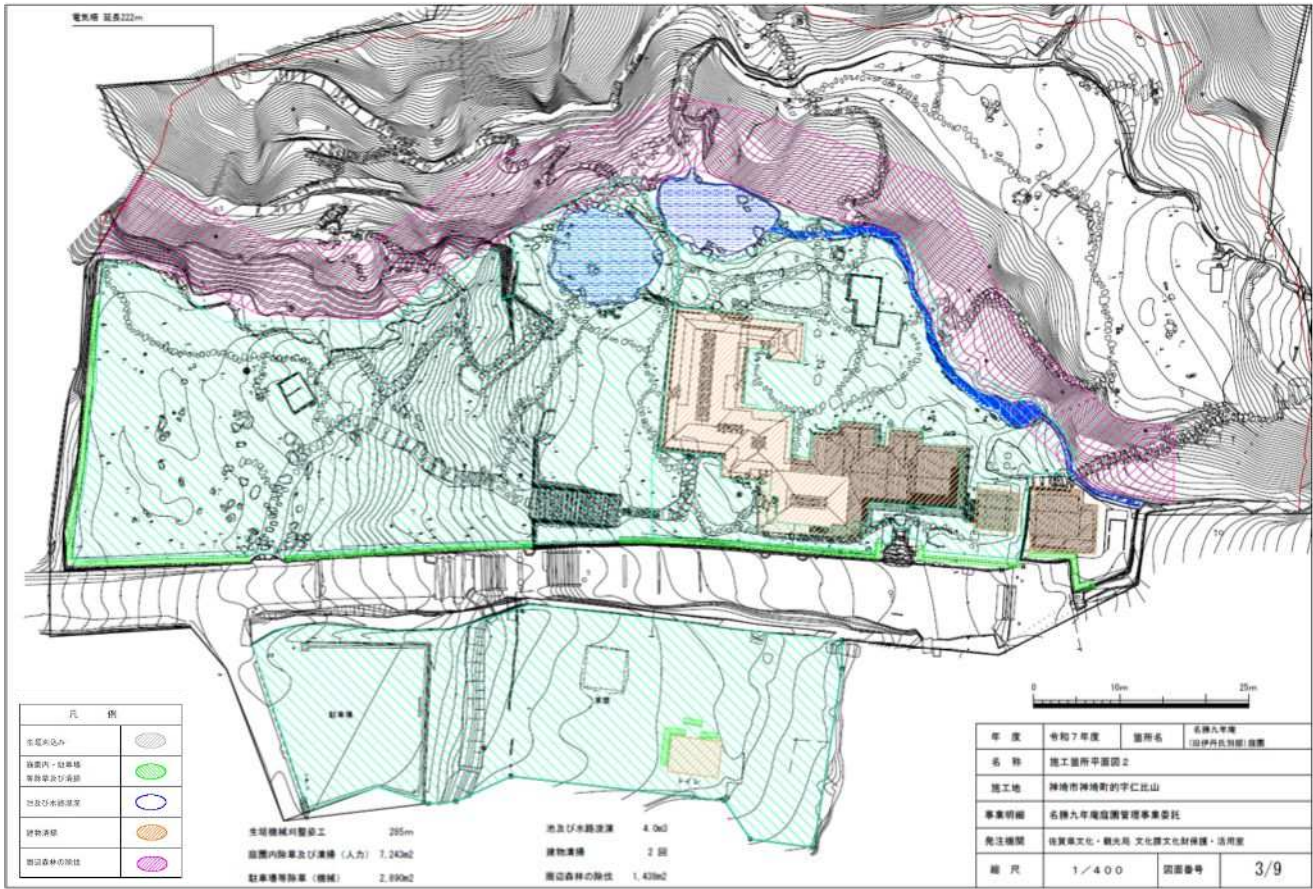


図 1 令和 7 年度 整備内容と対象箇所

表 1 令和 7 年度 庭園管理業務内容

管理内容	管理内容詳細
1) 庭園木の手入れ及び庭園整備	生垣刈込み 整姿剪定（中・高木） 整姿剪定（低木） 庭園木つる類の除去 樹木の医による診断 庭園木の消毒（殺虫・殺菌）
2) 除草及び清掃	庭園（人力） 駐車場及び緑地帯（機械） 電気柵周辺
3) 庭園池及び水路土砂浚渫	
4) 建物（雨樋も含む）、便所清掃	
5) 除伐、つる切り	
6) 作業区域内の修繕	
7) 剪定等発生材処理	
8) その他	

【造園技能者の指導】（6 月頃）



京都市徳村造園が受託業者へ、ツツジをはじめとした低木玉物等の剪定指導を行った。

【庭園木の手入れ及び庭園整備】（9、11 月頃）



春と秋の一般公開の前などに、庭園内及び山林部や駐車場などの範囲の生垣や樹木の手入れを行っている。



建物内含め、雨樋の落ち葉除去や清掃を行う。

【庭園池及び水路土砂浚渫】（9、11 月頃）



水路に堆積した土砂の浚渫を行う（沈砂升なども含む）

【除草及び清掃】



庭園内（駐車場含む）の除草及び清掃を人力・機械で行っている。

(4)-①-2
令和7年度 庭園管理事業委託

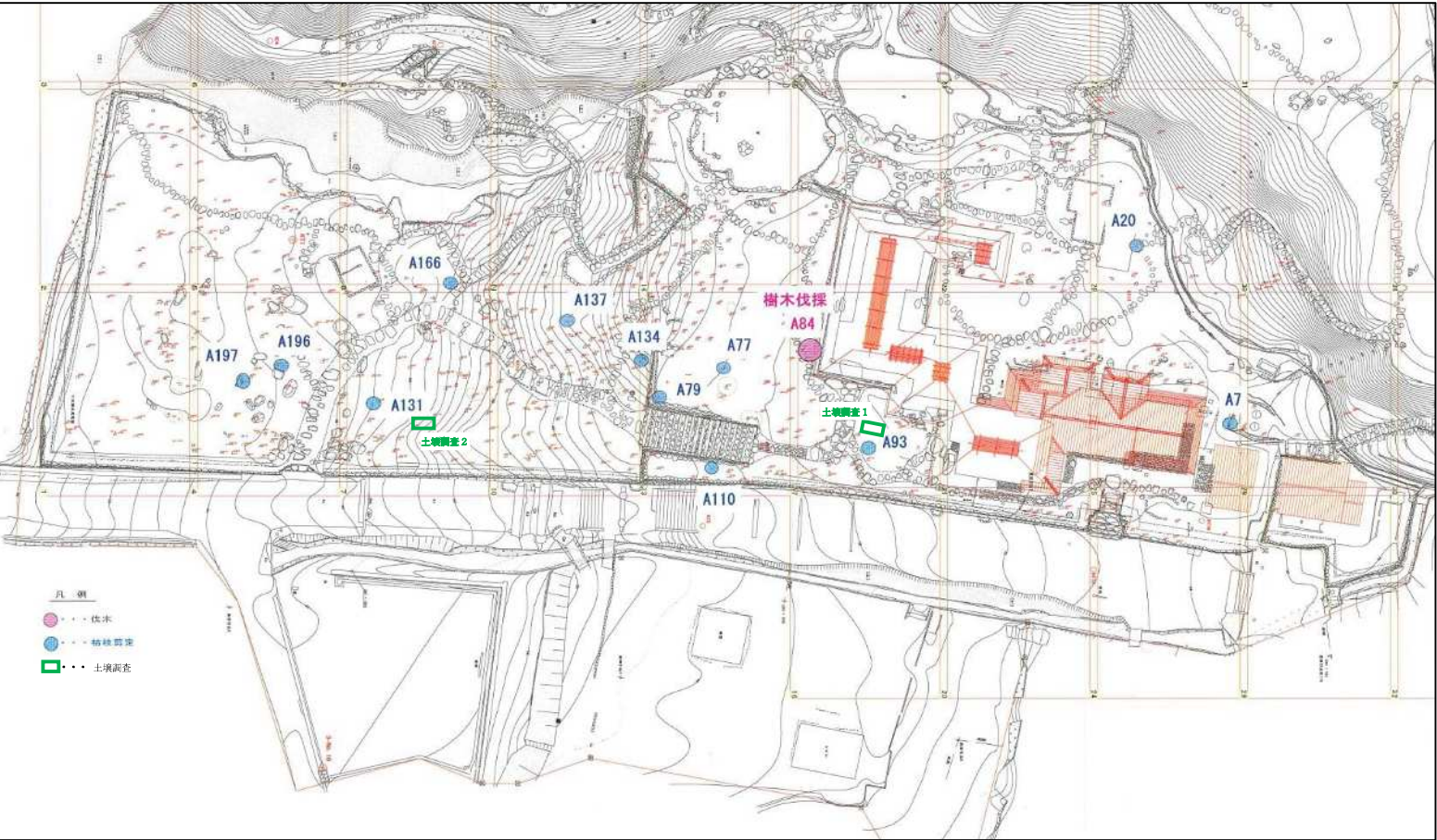


図2 令和7年度 枯れ枝剪定・伐採位置図

【枯枝剪定】



枯枝剪定では、モミジの枯れ枝を12本剪定した(表2)。剪定した枝の断面には防腐剤塗布し、腐食を防いでいる。



【樹木伐採】

根腐れなどの要因により枯れてしまった樹木の伐採を行う。
R7年度の整備では、倒木したA84の伐採を行った(表3)。

表2 R7 枯枝剪定

番 号	樹 木	場 所
A7	モミジ	母屋周辺
A20	モミジ	母屋周辺
A77	モミジ	母屋周辺
A79	モミジ	通路石段左側
A93	モミジ	母屋周辺
A110	モミジ	通路石段右側
A131	モミジ	下段通路右側
A134	モミジ	下段通路左側
A137	モミジ	下段通路左側
A166	モミジ	下段通路左側
A196	モミジ	下段通路左側
A197	モミジ	下段通路左側
計	12本	

表3 R7 樹木伐採

番 号	樹 木	場 所
A84	モミジ	母屋周辺
計	1本	

【樹木医診断】 (令和7年度は2度行う)



イロハモミジの腐朽や要治療木などの確認などを行う。
また土壌硬度や掘削調査を行い、土壌調査も行っている。

【病虫害防除】 (6、10月頃)



樹木医の診断と同時に、前年度の樹木調査診断報告書及び当該年度の樹木医による診断結果を踏まえて、モミジやツツジに殺虫剤・殺菌剤を散布する。

【R7 樹木診断結果】

- ・下庭園門扉左のA195 シイノキがキノコ腐朽菌のため枯死。
- ・園内スギゴケの保護のため丁寧な育成方法の検討が望まれる
- ・上庭、下庭に隣接する林のシイ、カシなどが大木化
→断幹、大枝の剪定、または伐採の検討が必要
- ・イノシシの掘り起し被害が多かった。
- ・池の漏水はなし
- ・下庭園中央部のA190 エノキ、A194 クヌギ(クリノキ)が大きくなりモミジを覆っているため、剪定が必要
- ・下庭のシイノキは庭園木風に剪定されており、非常に良い環境、景観を保つ
- ・中庭の樹木は適切な剪定が施されており、主屋への影響を避けられている。
- ・庭園の庭園等施工管理はよくなされている。

(4)- ①- 3
令和 8 年度 庭園管理事業委託

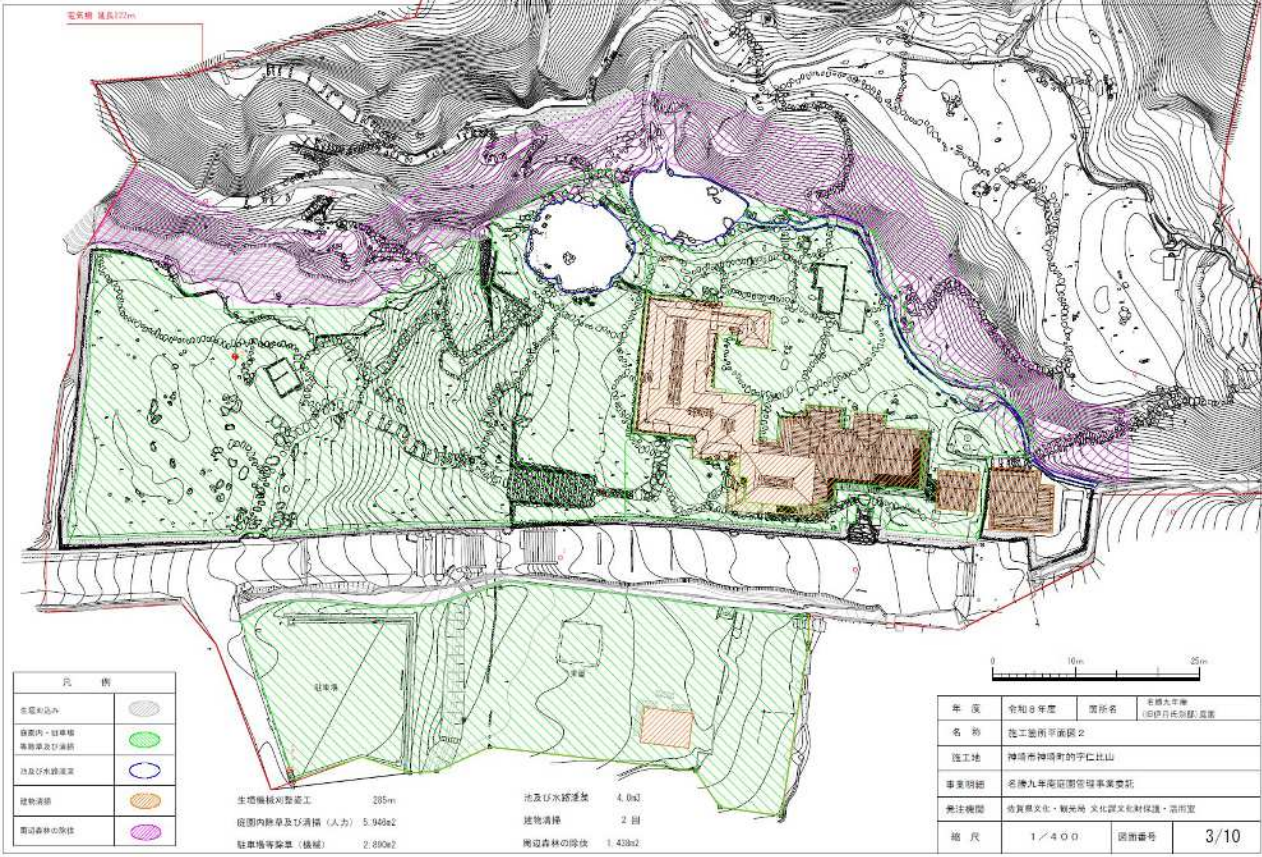


図 3 令和 8 年度 庭園管理業務位置図

全体の業務内容は、令和 7 年度の内容と変わらないが、今年度中心に行っていく業務に関しては以下のとおりである。

①モミジ、低木・玉物の剪定

→例年も京都の徳村造園による指導を受けてきたが、これまでよりも重点的に行う。
低木・玉物の指導については先日 6 月 17・18 日に実施した。
(モミジの剪定については、年度末頃実施予定)

②山灯籠の水路に生育しているセキショウの除草・剪定

→この点については、令和 8 年度 3 月に行われた徳村造園による剪定指導で、ご指摘をいただいていた。現状でも図 4 のようにセキショウが茂り水路を覆い隠しており、公開に向けての除草や剪定は必要なものであると考えられる。

③山林平場の浚渫

→例年、各地点の浚渫は行っているが、令和 8 年度は上下庭園の池に加え、山林平場の浚渫を行う。山林平場の水路は山からの土砂が溜まりやすく春と秋の公開前に都度浚渫を行っているが、改善しない。また、山林平場の水路に土砂が溜まることで下の庭園に溜まる水量が減少することも想定されるため対応が必要である。

表 4 令和 8 年度 庭園管理業務内容

管理内容	管理内容詳細
1) 庭園木の手入れ及び庭園整備	生垣刈込み 整姿剪定 (中・高木) 整姿剪定 (低木) 庭園木つる類の除去 樹木の医による診断 庭園木の消毒 (殺虫・殺菌)
2) 除草及び清掃	庭園 (人力) 駐車場及び緑地帯 (機械) 電気柵周辺
3) 庭園池及び水路土砂浚渫	
4) 建物 (雨樋も含む)、便所清掃	
5) 除伐、つる切り	
6) 作業区域内の修繕	
7) 剪定等発生材処理	
8) その他	



図 4 山灯籠周辺に生育するセキショウ

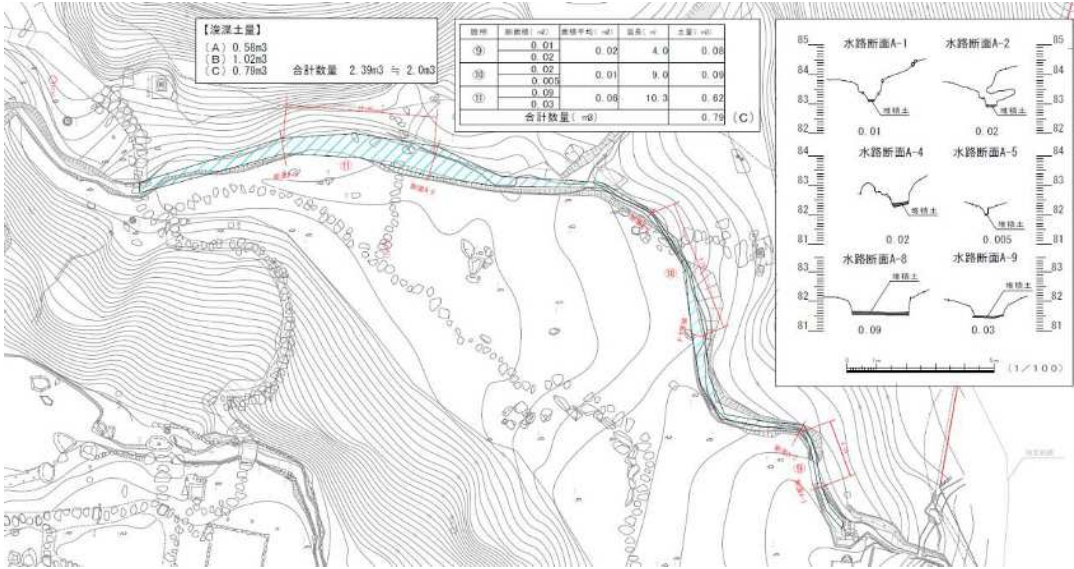


図 5 山林平場浚渫箇所の図



図 6 6 月 17・18 日に行った剪定指導の様子

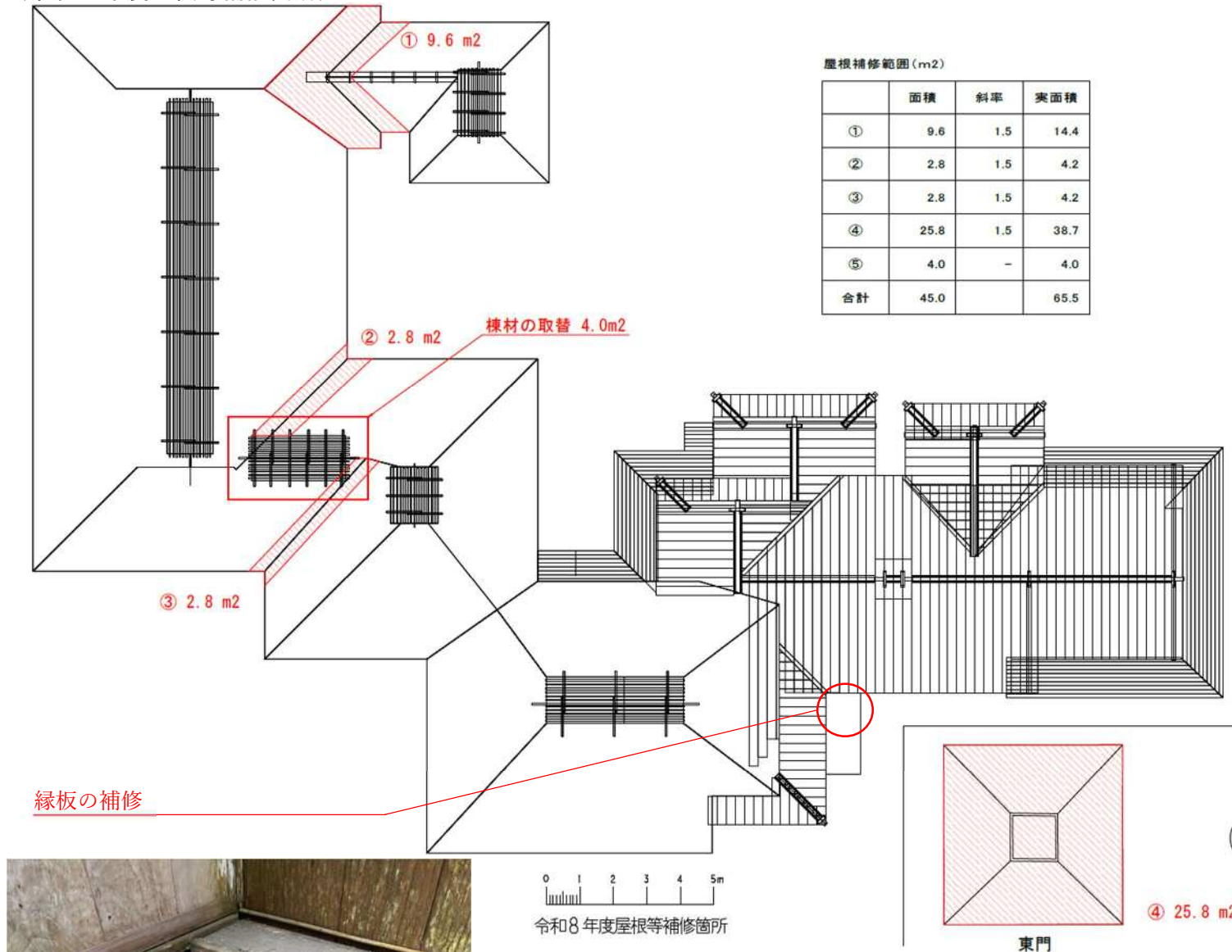
(4) 維持管理事業 ②建物維持管理

○令和8年度屋根等補修工事

九年庵の建物は、風雨や小動物の影響による屋根葺材の抜け落ちやコケ類の繁茂、部材の劣化等がみられるため、例年必要な箇所の維持補修工事を行っている。

令和8年度は主屋と東門の屋根補修（差し茅）、主屋客間棟と仏間棟をつなぐ渡り廊下の棟材の取替、居間棟縁板の補修を実施する。工事は令和8年9月～10月に実施予定で、業者は見積合わせにより決定する。

〈令和8年度屋根等補修箇所〉



居間棟北側縁（縁板補修対象箇所）

【縁板の補修】

建物本体側の縁板支持部分が劣化し破損。縁板が奥に落ち込み、桁に固定していた釘も外れている状況。

補修では縁板の支持部分を復旧し、釘で桁に固定する。

なお、当該部分は令和元年の補修工事で新材に取り替えている。

【差し茅による屋根の補修】

葺材の抜け落ちやコケ類の繁茂が見られる箇所について、現在の葺材（葦）と同等の材料を用いて差し茅による補修を行う。

なお、施工時の仮設足場の設置にあたっては、コケや飛石等をき損することのないよう養生する。



補修箇所① 客間棟西側（西から見る）



補修箇所② 客間棟北側（西から見る）



補修箇所③ 客間棟東側（東から見る）



補修箇所④ 東門（北から見る）



客間棟東側渡り廊下屋根（東から見る）

【棟材の取替】

主屋客間棟と仏間棟をつなぐ渡り廊下の棟材について、経年劣化による部材の割れや乱れがみられる。

補修にあたっては、現在の材料と同等の新規材料を用い、棟材を当初の位置に復旧する。

令和8年度 九年庵公開・活用事業 概要

- 佐賀県神埼市にある九年庵は、佐賀の大実業家・伊丹文右衛門とその息子弥太郎によって明治時代に築かれた別邸・庭園で、モミジと苔庭、数寄屋造の建物が周囲の自然と調和した価値ある庭園として、佐賀県では唯一国の名勝に指定されている庭園。
- 現在、春と秋の年2回、期間を限定して一般公開を開催。また、九年庵をより深くご体感いただき、ゆっくりとお楽しみいただける特別な時間として、一般公開の開園時間前後などに特別貸切枠を準備。

今年度のポイント

○ ライトアップによる「特別限定公開」を実施

例年実施している一般公開に加えて、訪れた人により深く「九年庵」の価値を体感してもらうため、一般公開時にも公開していない夜の時間帯を活用し、ライトアップによる「特別限定公開」を初めて実施。
音声ガイドシステムを試験導入し、概ね好評であった。解説内容の深化を図っていく。

○ 山林部平場への新ルートを開通しては初公開

令和7年度秋の公開時に好評だった、山林部に広がるモミジを楽しみながら建物を上から眺めることができる新ルートを、春の公開では初めて公開。
平場の危険な老朽木を伐採したことにより、立入可能エリアが広がったことで、舞台を設け狂言を実施することが出来るなど、活用の幅が広がった。

○ 秋の公開は、昨年度同様16日間に公開期間を拡大して開催

令和8年11月14日(土曜日)から令和8年11月29日(日曜日)までの16日間(例年9日間、+7日間)
これまで15日スタートで固定だったが、より多くの方に楽しんでもらうよう土曜日スタートとし、期間中、土日祝を7日間確保。

○ 貸切の申込は4件

現時点で秋の貸切の申し込みが4件あっている。
うち1件は海外からの申し込みであり、超富裕層向けコンテンツとして安定的に利用いただけるよう磨きを重ねていく。

①

令和8年度 九年庵 特別限定公開(ライトアップ)

- 日時
令和8年(2026年)5月2日(土曜日)
19:00~20:30(90分程度)
- 料金
3,500円(高校生以上)
- 来園者
84人(うち参加者50人)
- 内容
 - ・九年庵主屋及び庭園のライトアップ
 - ・高志狂言(地元神埼市の伝統芸能)
 - ・嬉野茶とお菓子のおもてなし(主屋内)
 - ・スタッフ(県職員)による特別ガイド
- アンケート結果(抜粋)
 - ・夜の観覧は特別感があり素敵だった
 - ・建物の中からライトアップされたお庭と一緒に季節のお菓子やお茶を楽しめて、特別感があつた
 - ・今回のように地元の伝統芸能鑑賞を取り入れることはとても良い。ぜひ今後も継続して欲しい
 - ・他の季節でも同様のイベントを行ってほしい
 - ・もう少し歴史に特化したガイドや、植物の解説など、マニアックな会を設定してほしい



令和8年度 九年庵 春の一般公開

③

令和8年度 九年庵 秋の一般公開

④

- 日時
令和8年5月3日(日曜日・祝日)
~5月5日(火曜日・祝日)
午前8時30分から午後4時30分
- 料金
1,000円(高校生以上)
- 来園者
1,886人
- アンケート結果(抜粋)
 - ・ライトアップを見て日中も見なくなって来た
 - ・雨の中だと緑が綺麗で晴天の時と違う雰囲気だよかった
 - ・屋内公開をしてほしい
 - ・雨は足元が悪く、駐車場から向かうのも難しい



- 日時
令和8年(2026年)11月14日(土)
~11月29日(日)
午前8時(開門)から午後4時(最終受付)
- 料金
1,000円(高校生以上)
- 文化イベント等(予定)
ふるまい茶・文化イベント・キッチンカー出店

【参考】令和7年度 九年庵 秋の一般公開

- 日時
令和7年(2025年)11月15日(土)
~11月30日(日)
午前8時(開門)から午後4時(最終受付)

総来園者数は約10年ぶりに増加に転じた ▶ 前年比約162%



※令和2・3年は新型コロナウイルス感染症の影響で一般公開の開催なし

令和7年度に引き続き、16日間に期間を拡大!



